

---

# iシェアーズ・コア TOPIX ETF

---

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型 ※課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

---

## 投資信託説明書(請求目論見書)

2024年11月9日

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. i シェアーズ・コア TOPIX ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 11 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 11 月 9 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発 行 者 名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 有田 浩之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	株式会社東京証券取引所（所在地 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

iシェアーズ・コア TOPIX ETF (以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり、150.6円とします。

※2024年8月13日付で2024年8月12日時点の受益権を1対10の割合で再分割しております。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額\*<sup>1</sup>とします。

取得申込受付日の午後3時30分までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者\*<sup>2</sup>所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

\*<sup>1</sup> 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては、1,000口当たりの価額で表示されます。

\*<sup>2</sup> 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

#### <基準価額の照会先>

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社  
電話番号：03-6703-4100 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

### (5) 【申込手数料】

指定参加者が独自に定める額とします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

投資者は、申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)をお申込の指定参加者に支払うものとします。

## (6) 【申込単位】

1 クリエーション・ユニット\*以上1 クリエーション・ユニット単位

\* クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

1 クリエーション・ユニットの設定・交換を行うために必要な T O P I X ( 配当込み ) ( 以下「対象指数」といいます。 ) を構成する株式 ( 以下「対象指数構成銘柄」といいます。 ) および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル ( 以下「 P C F 」といいます。 ) として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

1 クリエーション・ユニットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

## (7) 【申込期間】

2024年11月9日から2025年5月9日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所 ( 以下「指定参加者」といいます。 ) については下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号 : 03-6703-4100 ( 受付時間 営業日の 9 : 00 ~ 17 : 00 ) ホームページ : <a href="http://www.blackrock.com/jp/">www.blackrock.com/jp/</a>
---

## (9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込に係る対象指数構成銘柄および金銭\*を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

\* 受益権の取得申込者が、対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社またはその子会社 ( 会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。 ) である場合には、原則として、取得申込者は、対象指数構成銘柄における当該銘柄の時価総額に相当する金額および、当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額 ( 本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、本項において同じ。 ) を当該銘柄に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。

また、委託会社は、取得申込に係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込に応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式 ( 以下「配当落ち銘柄等」といいます。 ) が含まれる場合は、取得申込に係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込に応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値 ( 終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。 ) に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。

## (10) 【払込取扱場所】

取得申込に係る対象指数構成銘柄および金銭をお申込の指定参加者にお引渡してください。なお、指定参加者によっては一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

### ① 取得申込の方法

受益権の取得申込を行う投資者は、指定参加者の営業時間内において指定参加者所定の方法で申込を行います。

### ② 日本以外の地域における発行

ありません。

### ③ 申込不可日

委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
2. 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
6. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
7. 上記1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

### ④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、交換株式等は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払いもしくは交付が行われます。

(参考)

#### ◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、交換、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

### ⑤ 上場投資信託の取得申込・交換に関する清算制度について

指定参加者が、取得申込・交換に係るPCFまたは振替受益権の委託会社への受渡または支払いの債務の負担を株式会社日本証券クリアリング機構（「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込・交換に係る受渡または支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① iシェアーズ・コア TOPIX ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主としてTOPIX（配当込み）（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は10兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

##### ② ファンドの特色

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して対象指数の現物化を図ろうとするものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a. 受益権を東京証券取引所に上場します。

ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

売買単位は、10口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は原則として株式と同様です。

詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

b. 追加設定・交換は一定口数以上の申込に限定されます。

対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定・交換を対象指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。追加設定・交換はクリエーション・ユニットと呼ばれる単位毎によって行われます。

クリエーション・ユニットとは、受益権の取得・交換を行うために委託会社が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

c. 追加設定・交換は対象指数を構成する株式により行うことができます。

設定・交換を行うために必要な対象指数を構成する株式（以下「対象指数構成銘柄」といいます。）および金銭の内容は、ポートフォリオ・コンポジション・ファイル（以下「PCF」といいます。）として委託会社が決定し、指定参加者に提示します。

ファンドの基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

d. ファンドは株式の貸付を行う場合があります。

株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に委託します。

◆ 商品分類 ◆

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。  
 なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分につき、表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	日経225 TOPIX その他

[ 商品分類における定義 ]

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

[ 属性区分における定義 ]

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	TOPIX	東証株価指数

※商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご参照ください。

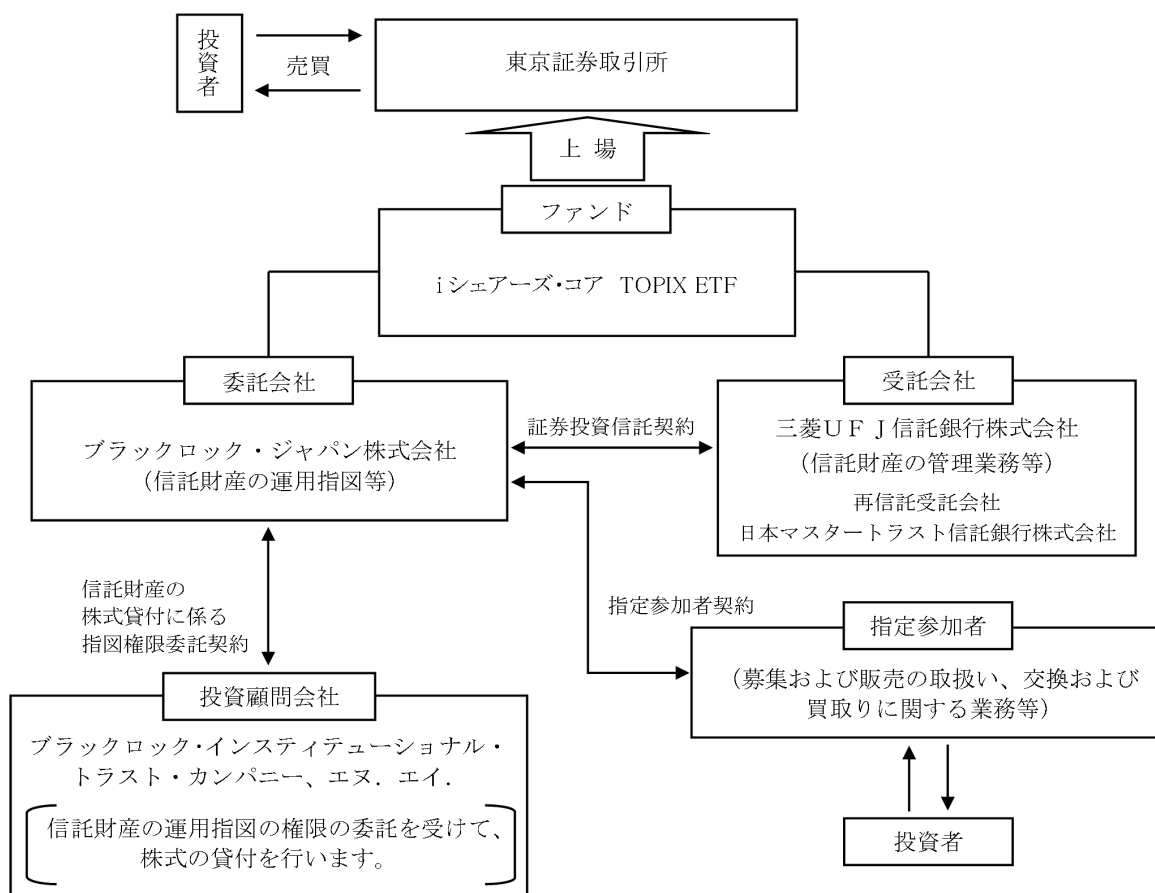
**（２）【ファンドの沿革】**

2015年10月19日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年10月20日	東京証券取引所へ上場
2018年11月10日	ファンド名称を「iシェアーズ TOPIX ETF」から「iシェアーズ・コア TOPIX ETF」へ変更
2024年8月13日	2024年8月12日時点の受益権を1対10の割合で再分割



### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ① ファンドの仕組み



#### a. 証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

#### b. 指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

#### c. 信託財産の株式貸付に係る指図権限委託契約

株式貸付代理人への株式貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

② 委託会社の概況

2024年7月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金の額 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。
- ② 次の場合には、組入銘柄の調整を行う場合があります。
  - ・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数採用株数に修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合
  - ・対象指数の計算方法が変更された場合
  - ・このファンドにおける追加信託、交換が行われた場合
  - ・その他、委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用を達成するために必要と認めた場合なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
- ③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

- ※ 委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

#### ■東証株価指数(TOPIX)の著作権等について■

- 1.TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利はJPXが有する。
- 2.JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- 3.JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- 4.JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。またJPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- 5.本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
- 6.JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明、投資のアドバイスをする義務を負わない。
- 7.JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではない。
- 8.以上の項目に限らず、JPXは本件商品の発行等又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
  - (c) 金銭債権（預金、コール・ローンを含み(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - (d) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (a) 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## （3）【運用体制】

### <運用体制>

- ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針等にしがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
- 当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（6名程度）が担当いたします。

### <意思決定プロセス>

- ▼ポートフォリオの運用を始めるに先立って、運用上の基本的事項（運用目標、運用方針、信託約款、運用上の制約条件等）について、株式インデックス運用部会議を開催し運用基本方針・運用計画を決定します。運用基本方針・運用計画は、投資委員会に報告されます。
- ▼ポートフォリオの構築・運用にあたって必要な投資環境分析、市場分析および運用モデルの設定等については、各運用部が主体となって行っているポートフォリオ・マネジメント会議にて行われます。運用モデルを用いることにより特定個人の恣意が働きにくい運用を遂行しておりますが、それらが有効に働いているかどうかのモニタリング・改善策や、相場急変時における対応策等も同会議にて審議されます。
- ▼投資委員会では、運用のリスクおよびパフォーマンスについて定期的に分析・検討を行います。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

### ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約10.6兆ドル\*（約1,712兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2024年6月末現在。（円換算レートは1ドル=160.86円を使用）

#### (4) 【分配方針】

- ① 年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに約款に規定する諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本項目において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を投資者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記の a. に掲げる利益の合計額は、b. に掲げる損失の合計額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。
  - a. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
  - b. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

#### (5) 【投資制限】

＜当ファンドの約款で定める投資制限＞

- ① 投資する株式等への投資比率の制限  
株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、このファンドの当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
- ② 投資する株式等の範囲
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。
  - b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
  - c. 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 株式の貸付の指図および範囲
  - a. 委託会社（約款に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本項において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を b. に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - b. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額を越えないこととします。
  - c. b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - d. 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ④ 先物取引等の指図および範囲
  - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ デリバティブ取引等に係る投資制限

- a. 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- b. 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。
- ・当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  - ・当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
  - ・当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

⑧ 信用取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の交換等の事由により、b. の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 委託会社は、a. の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑨ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

< 投信法で定める投資制限 >

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数



### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

##### ①基準価額の変動要因

###### a. 国内株式投資のリスク

日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

###### b. 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと、また契約期限どおりに貸付有価証券が返却されないこと等）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

また、貸付有価証券等が返却されない等の契約不履行が生じた場合、借主より差し入れられた担保有価証券等（担保には、ブラックロック・グループが設定または運用するファンドが含まれる場合があります。）により清算処理を行います。貸付有価証券または担保有価証券の評価額の時価変動等により、ファンドが損失を被ることがあります。

これらのリスクを低減させるため、ファンドはブラックロックの関係会社との間の補償契約の対象となる場合があります。当該補償契約の対象となった場合、貸付契約不履行時に担保有価証券の価値が貸付有価証券の価値に満たなかった時には、当該補償により貸付有価証券の全てが補償されます。

##### ②連動対象とする指数に関する留意点

###### a. 対象指数と基準価額の乖離要因

当ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

- ・ 信託財産で保有する有価証券と対象指数の構成銘柄が必ずしも一致しないこと
- ・ 基準価額算出に用いられる時価と対象指数算出に用いられる時価が必ずしも一致しないこと
- ・ 信託財産の構成時および対象指数の構成銘柄の変更などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ・ ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金等や権利処理によって信託財産に現金が発生すること
- ・ 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ・ 信託報酬等およびその他の諸費用を負担すること
- ・ 有価証券の貸付により、貸付報酬が得られること

###### b. 指数に関するリスク

当ファンドはベンチマークとなる指数の提供者が公表する価格や収益率に連動する運用成果を目指しますが、指数提供者による指数の構成や計算の局面における正確性は確保されていません。指数提供者は、指数の構成銘柄および計算方法等について開示していますが、指数に関するデータの品質、正確性または完全性について責任を負うものではなく、また、指数が開示された計算方法等に従って算出されたことを保証するものでもありません。当ファンドは、提供された指数に対して総合的な運用成果を得ることを目的としており、委託会社が指数提供者のエラーを補償し、またはその責任を負うものではありません。データの品質、正確性または完全性に関するエラーは時として起こり得るものであり、また、一定期間発見されず訂正されない可能性があります。指数提供者のエラーに関連する損益や費用は、当ファンドおよび投資者に帰属します。たとえば、指数に誤った構成銘柄が含まれる場合、公表された指数への連動を目指す当ファンドにおいても当該構成銘柄へのマーケット・エクスポージャーを有することとなる一方、他の構成銘柄へのエクスポージャーは低減することになります。このように、指数の誤りはファンドの運用成果に正または負の影響を及ぼす可能性があります。また、構成銘柄の誤りを修正する等のために指数が臨時にリバランスされ、それに伴いファンドのポートフォリオの調整が行われる場合、調整から生じる取引費用やマーケット・エクスポージャーは当ファンドが負担することになります。予定していないリバランスにより、ファンドの収益率が指数の収益率に正確に連動できないリスク（トラッキング・エ

ラーのリスク)にさらされる可能性があります。したがって、指数提供者による指数の誤りや臨時のリバランスは、当ファンドにかかる費用とマーケット・エクスポージャー・リスクを増大させる可能性があります。

### ③ファンド運営上のリスク

#### a. 取得申込の受付および交換請求の受付の停止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付を停止する場合があります。この場合、すでに受付けられた受益権の取得申込または交換請求の取消を行う場合があります。

#### b. ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させます。

(a) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b) 対象指数が廃止された場合

(c) 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って行う信託約款の変更が書面決議により否決された場合

また、ファンドは交換により受益権の口数が3,000万口を下回るものとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

#### c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

当ファンド（上場投資信託証券に投資を行う場合は当該上場投資信託証券を含む。（以下「当ファンド等」といいます。））に関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の対応が行われています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

#### d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

#### e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## (2) リスクの管理体制

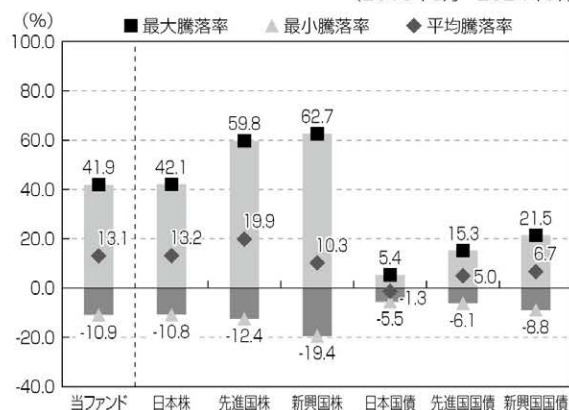
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年8月～2024年7月)



※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)  
 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)  
 日本国債………… NOMURA-BPI国債  
 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2019年8月～2024年7月)



※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得時の商品説明、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

指定参加者は、投資者が交換を行うときおよび受益権の買取を行うときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

交換（買取）時手数料は、交換または買取に関する事務手続き等の役務の対価として交換時または買取時にお支払いいただくものです。

##### (3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.0495%（税抜0.045%）以内の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	純資産総額が 1兆円以下の部分	年0.033% (税抜0.03%)	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
	1兆円超 2兆円以下の部分	年0.0275% (税抜0.025%)	
	2兆円超 5兆円以下の部分	年0.022% (税抜0.02%)	
	5兆円超の部分	年0.0165% (税抜0.015%)	
受託会社	純資産総額が 1兆円以下の部分	年0.0165% (税抜0.015%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	1兆円超 2兆円以下の部分	年0.01375% (税抜0.0125%)	
	2兆円超 5兆円以下の部分	年0.011% (税抜0.01%)	
	5兆円超の部分		

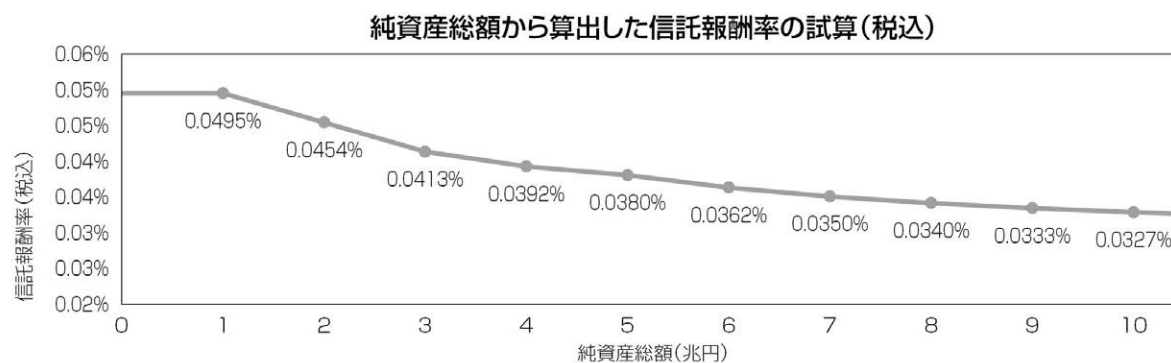
上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

## 純資産総額に応じた段階料率について

信託報酬率は純資産総額に応じた段階料率を採用しております。

純資産総額	1兆円以下の部分	1兆円超 2兆円以下の部分	2兆円超 5兆円以下の部分	5兆円超の部分
信託報酬率 (税込、年率)	0.0495%	0.04125%	0.033%	0.0275%

よって、純資産総額の増加に伴い、信託報酬率は低下します。



計算式は下記の通りです。

純資産総額	純資産総額から算出する信託報酬率の計算式
1兆円以下の場合	0.0495%
1兆円超 2兆円以下の場合	$\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (\text{純資産総額} - 1 \text{兆円}) \times 0.04125\%}{\text{純資産総額}}$
2兆円超 5兆円以下の場合	$\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (2 \text{兆円} - 1 \text{兆円}) \times 0.04125\% + (\text{純資産総額} - 2 \text{兆円}) \times 0.033\%}{\text{純資産総額}}$
5兆円超の場合	$\frac{1 \text{兆円} \times 0.0495\% + (2 \text{兆円} - 1 \text{兆円}) \times 0.04125\% + (5 \text{兆円} - 2 \text{兆円}) \times 0.033\% + (\text{純資産総額} - 5 \text{兆円}) \times 0.0275\%}{\text{純資産総額}}$

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中より支弁されます。
- ② 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引等に要する費用は、その都度、信託財産中より支弁されます。
- ③ 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
- ④ 下記の費用は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
  1. 上場に係る費用
  2. 対象指数の商標の使用料委託会社は、年0.0495%（税抜0.045%）を上限とする、上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。費用および費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。
- ⑤ 取得申込の際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、⑥および⑦において同じ。）を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとし、
- ⑥ 取得申込の対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込に応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとし、
- ⑦ 交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。
- ⑧ 株式の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料に50%以内を乗じて得た額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

### ① 個人の投資者に対する課税

#### a. 受益権の売却時

原則として、譲渡益につき20.315% (所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

#### b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に20.315% (所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

#### c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

#### d. 譲渡損失と収益分配金との間の損益通算

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

### ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、第一種金融商品取引業者により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

### ② 法人の投資者に対する課税

#### a. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### b. 収益分配金の受取り時

原則として、分配金の受取り時に15.315% (所得税15.315%)の税率による源泉徴収が適用となります。収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

#### c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、委託会社までお問い合わせください。

※上記は2024年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

以下の運用状況は2024年7月末現在のものです。

「iシェアーズ・コア TOPIX ETF」

### (1)【投資状況】

資産の種類	金額（円）	投資比率（%）
株式	1,763,672,363,300	99.68
内 日本	1,763,672,363,300	99.68
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,625,089,479	0.32
純資産総額	1,769,297,452,779	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

	銘柄	国／ 地域	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	23,821,300	3,346.36 79,714,673,477	2,949.00 70,249,013,700		3.97	
2	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	日本	銀行業	26,877,100	1,412.04 37,951,781,489	1,750.00 47,034,925,000		2.66	
3	ソニーグループ	日本	電気機器	3,139,200	14,103.57 44,273,932,857	13,530.00 42,473,376,000		2.40	
4	日立製作所	日本	電気機器	10,875,900	2,474.16 26,908,796,242	3,288.00 35,759,959,200		2.02	
5	三井住友フィナンシャルグ ループ	日本	銀行業	3,090,600	7,759.63 23,981,924,878	10,915.00 33,733,899,000		1.91	
6	キーエンス	日本	電気機器	448,300	66,239.32 29,695,089,756	65,890.00 29,538,487,000		1.67	
7	東京エレクトロン	日本	電気機器	948,000	30,519.61 28,932,590,504	31,020.00 29,406,960,000		1.66	
8	リクルートホールディングス	日本	サービス業	3,318,700	6,026.62 20,000,560,081	8,658.00 28,733,304,600		1.62	
9	三菱商事	日本	卸売業	9,103,800	2,841.17 25,865,447,932	3,144.00 28,622,347,200		1.62	
10	信越化学工業	日本	化学	4,025,200	5,959.37 23,987,659,773	6,748.00 27,162,049,600		1.54	
11	東京海上ホールディングス	日本	保険業	4,309,000	3,988.73 17,187,458,914	6,022.00 25,948,798,000		1.47	
12	三井物産	日本	卸売業	7,102,300	3,008.50 21,367,310,024	3,530.00 25,071,119,000		1.42	
13	伊藤忠商事	日本	卸売業	3,188,100	6,620.26 21,106,073,815	7,783.00 24,812,982,300		1.40	
14	第一三共	日本	医薬品	3,916,800	4,694.57 18,387,727,757	6,148.00 24,080,486,400		1.36	
15	任天堂	日本	その他製品	2,829,100	8,639.49 24,441,982,030	8,388.00 23,730,490,800		1.34	
16	日本電信電話	日本	情報・通信業	133,755,800	179.48 24,007,710,073	160.40 21,454,430,320		1.21	
17	みずほフィナンシャルグル ープ	日本	銀行業	5,957,100	2,707.18 16,126,957,434	3,448.00 20,540,080,800		1.16	
18	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	2,217,500	8,095.60 17,952,013,572	9,162.00 20,316,735,000		1.15	
19	本田技研工業	日本	輸送用機器	10,623,700	1,711.24 18,179,737,455	1,647.00 17,497,233,900		0.99	
20	武田薬品工業	日本	医薬品	3,979,200	4,256.61 16,937,912,530	4,302.00 17,118,518,400		0.97	
21	HOYA	日本	精密機器	881,900	18,061.02 15,928,020,331	18,940.00 16,703,186,000		0.94	
22	KDDI	日本	情報・通信業	3,306,500	4,465.58 14,765,472,541	4,520.00 14,945,380,000		0.84	
23	三菱重工業	日本	機械	7,914,700	1,066.17 8,438,467,520	1,830.00 14,483,901,000		0.82	
24	ソフトバンク	日本	情報・通信業	7,183,100	1,938.31 13,923,144,900	1,965.00 14,114,791,500		0.80	
25	村田製作所	日本	電気機器	4,005,200	3,013.47 12,069,582,107	3,351.00 13,421,425,200		0.76	
26	三菱電機	日本	電気機器	4,959,800	2,144.35 10,635,558,440	2,601.00 12,900,439,800		0.73	
27	日本たばこ産業	日本	食料品	2,683,300	3,962.64 10,632,970,093	4,434.00 11,897,752,200		0.67	
28	ダイキン工業	日本	機械	540,400	21,443.89 11,588,280,054	21,905.00 11,837,462,000		0.67	

29	富士通	日本	電気機器	4,166,700	2,312.94 9,637,360,683	2,732.50 11,385,507,750	0.64
30	丸紅	日本	卸売業	3,934,400	2,412.69 9,492,489,824	2,860.50 11,254,351,200	0.64

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

b. 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	17.15
	銀行業	8.31
	輸送用機器	7.74
	卸売業	7.50
	情報・通信業	7.14
	化学	5.72
	機械	5.51
	医薬品	4.79
	サービス業	4.54
	小売業	4.01
	保険業	3.28
	食料品	3.21
	その他製品	2.42
	陸運業	2.29
	精密機器	2.25
	建設業	2.13
	不動産業	2.02
	電気・ガス業	1.38
	その他金融業	1.21
	証券、商品先物取引業	0.95
	鉄鋼	0.86
	海運業	0.75
	非鉄金属	0.73
	ガラス・土石製品	0.68
	ゴム製品	0.63
	金属製品	0.54
	石油・石炭製品	0.53
	繊維製品	0.37
	空運業	0.35
	鋳業	0.30
	パルプ・紙	0.15
倉庫・運輸関連業	0.15	
水産・農林業	0.08	
合計		99.68

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪 取引所	TOPIX先物 2024年9月限	買建	201	5,630,836,498	5,621,970,000	0.32

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

2024年7月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末または各月末	純資産総額		1口当たりの純資産額		市場価格 (円)
	分配落 (円)	分配付 (円)	分配落 (円)	分配付 (円)	
第1期計算期間 (2016年8月9日)	42,217,902,417	42,860,254,497	1,314.48	1,334.48	1,314
第2期計算期間 (2017年2月9日)	54,659,469,638	55,093,117,478	1,512.55	1,524.55	1,513
第3期計算期間 (2017年8月9日)	84,549,216,343	85,332,369,643	1,619.40	1,634.40	1,619
第4期計算期間 (2018年2月9日)	141,499,731,910	142,231,664,353	1,739.91	1,748.91	1,741
第5期計算期間 (2018年8月9日)	189,781,370,171	191,515,199,435	1,751.33	1,767.33	1,752
第6期計算期間 (2019年2月9日)	310,132,990,166	312,127,895,696	1,554.62	1,564.62	1,555
第7期計算期間 (2019年8月9日)	255,066,207,388	258,086,784,886	1,519.97	1,537.97	1,522
第8期計算期間 (2020年2月9日)	318,784,367,719	322,058,950,165	1,752.32	1,770.32	1,750
第9期計算期間 (2020年8月9日)	392,688,151,360	396,438,724,975	1,570.51	1,585.51	1,584
第10期計算期間 (2021年2月9日)	637,279,543,618	641,831,181,618	1,960.15	1,974.15	1,958
第11期計算期間 (2021年8月9日)	648,573,440,351	655,509,269,594	1,963.72	1,984.72	1,961
第12期計算期間 (2022年2月9日)	773,969,470,264	780,977,710,684	1,987.87	2,005.87	1,989
第13期計算期間 (2022年8月9日)	742,489,289,417	753,035,349,753	1,971.32	1,999.32	1,973
第14期計算期間 (2023年2月9日)	898,459,576,770	907,778,157,321	2,024.73	2,045.73	2,024
第15期計算期間 (2023年8月9日)	1,361,188,929,735	1,375,760,541,135	2,335.34	2,360.34	2,336
第16期計算期間 (2024年2月9日)	1,655,800,313,934	1,671,599,504,134	2,620.07	2,645.07	2,622
第17期計算期間 (2024年8月9日)	1,548,485,788,888	1,569,844,741,573	2,537.44	2,572.43	255.1
2023年7月末現在	1,385,514,649,408	—	2,401.80	—	2,401
2023年8月末現在	1,407,624,872,772	—	2,386.35	—	2,384
2023年9月末現在	1,429,446,833,495	—	2,398.67	—	2,401
2023年10月末現在	1,489,012,283,652	—	2,326.82	—	2,329
2023年11月末現在	1,549,882,265,487	—	2,452.52	—	2,451
2023年12月末現在	1,534,153,639,450	—	2,446.94	—	2,447
2024年1月末現在	1,659,189,065,447	—	2,637.96	—	2,642
2024年2月末現在	1,718,864,840,250	—	2,741.47	—	2,742
2024年3月末現在	1,877,980,709,880	—	2,862.80	—	2,867
2024年4月末現在	1,897,919,387,231	—	2,836.93	—	2,836
2024年5月末現在	1,833,579,227,322	—	2,869.14	—	2,869
2024年6月末現在	1,857,225,805,056	—	2,910.64	—	2,911
2024年7月末現在	1,769,297,452,779	—	2,894.60	—	2,896

(注1) 市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値がつかない場合においては、直近日の終値を記載しています。

(注2) 2024年8月13日に受益権1口を10口に分割しております。

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	20
第2期計算期間	12
第3期計算期間	15
第4期計算期間	9
第5期計算期間	16
第6期計算期間	10
第7期計算期間	18
第8期計算期間	18
第9期計算期間	15
第10期計算期間	14
第11期計算期間	21
第12期計算期間	18
第13期計算期間	28
第14期計算期間	21
第15期計算期間	25
第16期計算期間	25
第17期計算期間	35

## ③【収益率の推移】

	1口当たり純資産額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
	収益率 (%)	収益率 (%)
第1期計算期間	△11.4	△12.7
第2期計算期間	16.0	15.1
第3期計算期間	8.1	7.0
第4期計算期間	8.0	7.5
第5期計算期間	1.6	0.6
第6期計算期間	△10.7	△11.2
第7期計算期間	△1.1	△2.1
第8期計算期間	16.5	15.0
第9期計算期間	△9.5	△9.5
第10期計算期間	25.7	23.6
第11期計算期間	1.3	0.2
第12期計算期間	2.1	1.4
第13期計算期間	0.6	△0.8
第14期計算期間	3.8	2.6
第15期計算期間	16.6	15.4
第16期計算期間	13.3	12.2
第17期計算期間	△1.8	△90.3

(注1) 各計算期間の1口当たり純資産額の収益率は、計算期間末の1口当たりの純資産額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たりの純資産額（分配落の額。以下「前期末1口当たり純資産額」といいます。）を控除した額を前期末1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2016年8月9日の1口当たり純資産額（分配付の額）から設定時（設定日：2015年10月19日）の1口当たり純資産額を控除した額を、設定時の1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(注2) 各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2016年8月9日の市場価格から設定時（設定日：2015年10月19日）の市場価格を控除した額を、設定時の市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(注3) 第17期計算期間の市場価格の収益率は分割による影響を調整した後の数値です。

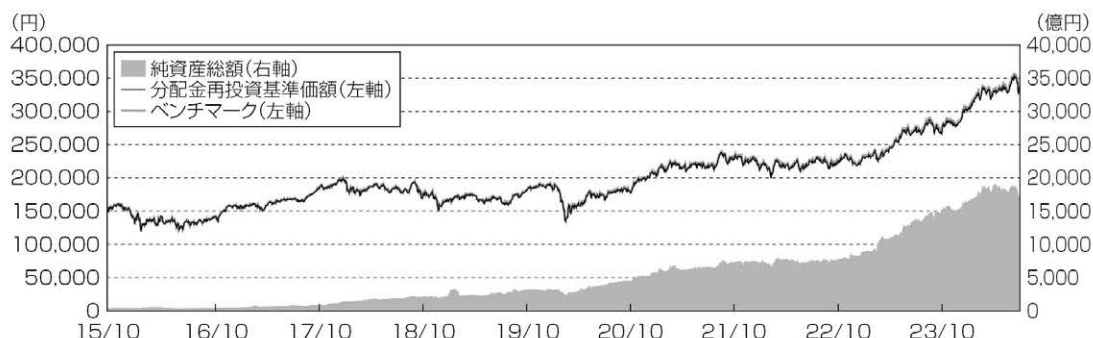
(4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期計算期間	52,000,000	19,882,396
第2期計算期間	10,000,000	5,980,284
第3期計算期間	28,000,000	11,927,100
第4期計算期間	50,000,000	20,884,393
第5期計算期間	39,000,000	11,961,498
第6期計算期間	114,000,000	22,873,776
第7期計算期間	48,000,000	79,680,692
第8期計算期間	56,000,000	41,888,614
第9期計算期間	104,000,000	35,883,006
第10期計算期間	86,000,000	10,921,241
第11期計算期間	54,000,000	48,839,417
第12期計算期間	89,000,000	29,930,893
第13期計算期間	51,000,000	63,701,678
第14期計算期間	84,000,000	16,903,081
第15期計算期間	197,000,000	57,877,475
第16期計算期間	91,000,000	41,896,848
第17期計算期間	75,000,000	96,711,817

## 運用実績

2024年7月末現在

### 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。グラフ上のベンチマークについては、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。当ファンドは、2024年8月13日に受益権の分割(1:10)を実施しました。上記グラフは分割実施前のため分配金再投資基準価額は100口単位で表示しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出しています。

### 分配の推移

設定来累計		28,500円
第12期	2022年2月	1,800円
第13期	2022年8月	2,800円
第14期	2023年2月	2,100円
第15期	2023年8月	2,500円
第16期	2024年2月	2,500円

※分配金は税引前、100口当たり

### 主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

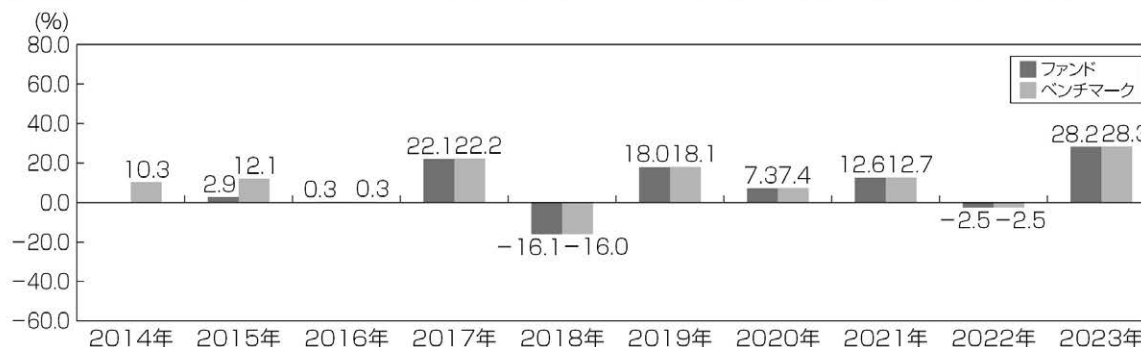
	銘柄名	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.0
2	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	2.7
3	ソニーグループ	電気機器	2.4
4	日立	電気機器	2.0
5	三井住友フィナンシャルG	銀行業	1.9
6	キーエンス	電気機器	1.7
7	東京エレクトロン	電気機器	1.7
8	リクルートホールディングス	サービス業	1.6
9	三菱商事	卸売業	1.6
10	信越化学	化学	1.5

### 年間収益率の推移

※ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと算出しております。

※2014年はベンチマークの年間収益率を表示しています。

※2015年は、ファンドは設定日(10月19日)から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

申込期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。指定参加者は、受益権の取得申込を受付けます。指定参加者については、下記の照会先までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 電話番号：03-6703-4100（受付時間 営業日の9：00～17：00） ホームページ：www.blackrock.com/jp/
--

(2) 委託会社は、1 クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、PCFとして、取得申込受付日の前営業日に指定参加者に提示します。

(3) 指定参加者は、受益権の取得申込を取次ぐことができ、指定参加者が取得申込を取次ぐ投資者にPCFを提示します。

#### (4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、取得申込受付日の午後3時30分までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1 クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

#### (5) 受益権の申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、指定参加者は申込手数料（消費税等相当額を含む。）を徴収することができるものとします。当該申込手数料は、指定参加者が収受するものとします。

(6) (4)の規定にかかわらず、委託会社は、次の①から⑦の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

- ① 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
- ② 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ③ 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
- ④ 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
- ⑤ 対象指数構成銘柄の売買停止日
- ⑥ このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- ⑦ 上記①から⑥のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(7) (2)に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭、およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。以下、(9)において同じ。）をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、(2)に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

(8) (7)に該当する場合には、指定参加者は、委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

(9) 委託会社は、(2)に規定する各銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、取得申込に係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込に応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込に係る対象指数構成銘柄に含まれる

当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額を徴することができるものとします。

- (10) 取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定参加者は、当該取得申込に要するPCFの受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託会社への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。
- (11) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により(6)の規定にかかわらず、受益権の取得申込の受付の停止およびすでに受付けた取得申込の取消、またはその両方を行うことができます。
- (12) 指定参加者および取得申込者は取得申込日の午後3時30分以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。
- (13) 指定参加者は、取得申込受付日から起算して3営業日目（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込に必要な株式および金銭を受託会社に引渡すものとします。
- (14) 委託会社は、指定参加者が受託会社に引渡そうとする株式の評価額が取得申込に係る1クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- (15) 委託会社は、受託会社が(13)に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。
- (16) 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託会社に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行うことが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。
- (17) 委託会社は、(16)の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込の取消を行うことができます。
- (18) (17)において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 信託の一部解約

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

### (2) 受益権と信託財産に属する株式との交換

- a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、交換請求受付日の午後3時30分までに、1クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。
- b. 委託会社は、PCFを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。
- c. 指定参加者は、交換請求を取次ぎ、交換請求者にPCFを提示します。
- d. 委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。
1. 計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
  2. 委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
  4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
  5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
  6. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  7. 1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- e. 交換時の受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。当該基準価額の算出方法、算出頻度については「第3 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1)資産の評価」をご覧ください。指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料（消費税等相当額を含む。）を徴することができるものとします。
- f. a. の交換の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、1. に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続を行います。
- g. 受託会社は、1. の委託会社の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよびv. に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。
- h. 委託会社は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係る1クリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- i. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。

- j. i. の規定により、交換請求の受付を中止したときは、当該受付中止以前に受け、かつ、委託会社が受付の取消を行わない場合の交換の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受けたものとして、e. の規定に準じて計算されたものとします。
- k. 指定参加者および交換請求者は交換請求日の午後3時30分以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の午後3時30分までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。
- l. 指定参加者および交換請求者が1クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託会社または指定参加者に提示してa. の請求を行い、委託会社はその請求を受付けた場合には、委託会社は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行うよう委託会社に指図します。
- m. 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって得た時価から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引に係る経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額（本書類作成時現在、当該時価総額の0.03%を上限とした額。）を控除した額とします。
- n. a. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、委託会社はa. の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、e. の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）にa. の投資者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- o. 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、f. の交換の請求を受付けた指定参加者が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行うものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行われます。
- p. m. に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託会社にその旨を委託会社が別に定める方法により通知するものとします。
- q. p. の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。
- r. 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託会社の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託会社および受託会社にこれを通知するものとします。
- s. 委託会社は、r. の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受付けた交換請求を取り消すことができます。

t. s. において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

u. 委託会社は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。

v. 委託会社は交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

### (3) 受益権の買取り（買取請求制）

a. 指定参加者は、次の1. と2. に該当する場合で、投資者の請求があるときは、買取請求受付日の午後3時30分までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

b. 買取価額は、買取請求を受付けた日の基準価額とします。

c. 指定参加者は、受益権の買取りを行うときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。

d. 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

e. 受益権の買取りが停止された場合には、投資者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、投資者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算されたものとします。

### (4) 信託終了時の交換等

a. 委託会社は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する投資者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

b. a. の交換は、指定参加者の営業所において行うものとします。

c. a. の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、投資者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

d. 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である投資者が、c. の定めによって交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。

e. d. の規定により信託財産が買取った受益権については、d. の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。

- f. 指定参加者は、a. による交換を行うときは、当該投資者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。
- g. a. の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- h. 委託会社は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（d. により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託会社は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- i. a. およびc. の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに、委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者が買取りを行うことを原則とします。
1. a. において、投資者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
  2. a. における1クリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- j. i. に規定する指定参加者は、i. の買取りを行うときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- k. 委託会社が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、ファンドにおいては、基準価額は1,000口当たりの価額で表示されます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4100（受付時間 営業日の9：00～17：00）

##### <有価証券等の評価基準>

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

#### (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### (5) 【その他】

##### ① 信託契約の終了

a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が3,000万口を下回る事となった場合、その他この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

2. 対象指数が廃止された場合

3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、1. に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

c. 委託会社は、a. について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

e. c. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

f. c. ～ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

g. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

h. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 d. 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

i. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
2. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知っている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。



- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。
- f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. ～ f. の規定にしたがいます。

### ③ 反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の重大な変更等を行う場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「① 信託契約の終了 c.」または「② 信託約款の変更 b.」に規定する書面に付記します。

### ④ 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

### ⑤ 関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」に係る契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」は、指定参加者または委託会社に当該契約に定める事由が発生した場合、事前の催告および通知を必要とせず、当該契約を解除することができます。

「信託財産の有価証券貸付に係る指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

### ⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

### ⑦ 運用報告書の作成

当ファンドは運用報告書の作成・交付はいたしません。

#### 4【受益者の権利等】

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者\*」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

\*受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。

また、計算期間終了日において、社振法関係法令等、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

b. 投資者は、原則として a. に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して a. の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は a. に規定する登録を受託会社（受託会社が a. において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行うことができます。

c. b. に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

d. 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続は別に定めるところによります。

e. 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、b. に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

f. 受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

g. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

h. 受託会社は、g. により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

i. 投資者が収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

**(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換権**

投資者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。

**(3) 受益権の買取請求権**

投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

**(4) 信託終了時の交換請求権および買取請求権**

投資者は、信託が終了するときに、持分に応じて交換を請求する権利および買取を請求する権利を有します。投資者が、信託終了時による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取代金についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

**(5) 帳簿書類の閲覧権または謄写の請求権**

投資者は、委託会社に、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（2024年2月10日から2024年8月9日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ・コア TOPIX ETFの2024年2月10日から2024年8月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ・コア TOPIX ETFの2024年8月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【iシェアーズ・コア TOPIX ETF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (2024年2月9日現在)	第17期 (2024年8月9日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	5,716,710,284	2,939,085,325
株式	1,650,359,947,530	1,542,518,024,400
新株予約権証券	20,683,200	—
派生商品評価勘定	421,657,571	—
未収入金	13,607,149,830	22,266,996,031
未収配当金	2,243,148,961	2,101,240,034
前払金	—	689,160,565
その他未収収益	118,078,437	96,058,320
差入委託証拠金	365,183,643	599,506,582
流動資産合計	1,672,852,559,456	1,571,210,071,257
<b>資産合計</b>		
	1,672,852,559,456	1,571,210,071,257
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	656,545,282
前受金	650,899,348	—
未払収益分配金	15,799,190,200	21,358,952,685
未払受託者報酬	118,188,227	137,239,419
未払委託者報酬	236,376,307	274,478,707
その他未払費用	247,591,440	297,066,276
流動負債合計	17,052,245,522	22,724,282,369
<b>負債合計</b>		
	17,052,245,522	22,724,282,369
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	951,743,217,648	919,045,221,246
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	704,057,096,286	629,440,567,642
(分配準備積立金)	462,895,576	185,838,286
元本等合計	1,655,800,313,934	1,548,485,788,888
<b>純資産合計</b>		
	1,655,800,313,934	1,548,485,788,888
<b>負債純資産合計</b>		
	1,672,852,559,456	1,571,210,071,257

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期 (自 2023年8月10日 至 2024年2月9日)	第17期 (自 2024年2月10日 至 2024年8月9日)
営業収益		
受取配当金	16,166,641,439	21,329,738,956
有価証券売買等損益	177,921,213,059	△41,024,943,757
派生商品取引等損益	981,998,881	17,509,125
その他収益	293,449,080	543,014,102
営業収益合計	195,363,302,459	△19,134,681,574
営業費用		
受託者報酬	118,188,227	137,239,419
委託者報酬	236,376,307	274,478,707
その他費用	299,933,304	379,139,537
営業費用合計	654,497,838	790,857,663
営業利益又は営業損失(△)	194,708,804,621	△19,925,539,237
経常利益又は経常損失(△)	194,708,804,621	△19,925,539,237
当期純利益又は当期純損失(△)	194,708,804,621	△19,925,539,237
期首剰余金又は期首欠損金(△)	483,395,058,999	704,057,096,286
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,253,768,418	95,624,020,056
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,253,768,418	95,624,020,056
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,501,345,552	128,956,056,778
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,501,345,552	128,956,056,778
分配金	15,799,190,200	21,358,952,685
期末剰余金又は期末欠損金(△)	704,057,096,286	629,440,567,642



### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

##### (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

##### (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

##### (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第16期 (2024年2月9日現在)	第17期 (2024年8月9日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	631,967,608口	610,255,791口
2 1口当たり純資産額	2,620.07円	2,537.44円
3 有価証券の消費貸借契約により貸 し付けた有価証券は次の通りであ ります。 株式	81,411,062,329円	169,843,234,289円
4 有価証券の消費貸借契約の担保と して、消費貸借により有価証券を 受け入れており、当期末に保有し ている有価証券は次のとおりであ ります。 株式	13,936,666,601円	65,717,952,538円
公社債	76,747,816,069円	123,606,571,869円
投資信託受益証券	31,140,725円	1,057,752,557円

(注) 分割後の受益権総数は6,102,557,910口、分割後の受益権総数で再計算した1口当たり純資産額は253.74円となります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第16期	第17期
	(自 2023年8月10日 至 2024年2月9日)	(自 2024年2月10日 至 2024年8月9日)
分配金の計算過程	A. 当期配当等収益額	A. 当期配当等収益額
	16,460,090,519円	21,872,753,058円
	B. 分配準備積立金	B. 分配準備積立金
	456,493,095円	462,895,576円
	C. 配当等収益合計額(A+B)	C. 配当等収益合計額(A+B)
	16,916,583,614円	22,335,648,634円
	D. 経費	D. 経費
	654,497,838円	790,857,663円
	E. 収益分配可能額(C-D)	E. 収益分配可能額(C-D)
	16,262,085,776円	21,544,790,971円
F. 収益分配金	F. 収益分配金	
15,799,190,200円	21,358,952,685円	
G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	
462,895,576円	185,838,286円	
H. 口数	H. 口数	
631,967,608口	610,255,791口	
I. 一口当たり分配金(F/H×計算口数)	I. 一口当たり分配金(F/H×計算口数)	
25.0円	35.0円	

(金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

### 3 金融商品に係るリスク管理体制

#### (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

#### (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

#### (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## II 金融商品の時価等に関する事項

第16期 (2024年2月9日現在)	第17期 (2024年8月9日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) デリバティブ取引 同左  (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

## III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

2024年8月9日の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき、10口の割合をもって再分割を行っており、再分割による受益権の効力発生日は2024年8月13日です。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第16期 (2024年2月9日現在)	第17期 (2024年8月9日現在)
期首元本額	877,793,870,736円	951,743,217,648円
期中追加設定元本額	137,046,000,000円	112,950,000,000円
期中一部交換元本額	63,096,653,088円	145,647,996,402円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第16期 (2024年2月9日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	174,055,868,496
新株予約権証券	20,683,200
合計	174,076,551,696

種類	第17期 (2024年8月9日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	△58,763,590,207
合計	△58,763,590,207

3 デリバティブ取引関係  
取引の時価等に関する事項  
株式関連

区分	種類	第16期 (2024年2月9日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,924,466,827	—	5,346,220,000	421,753,173
	合計	4,924,466,827	—	5,346,220,000	421,753,173

区分	種類	第17期 (2024年8月9日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	6,376,000,555	—	5,719,560,000	△656,440,555
	合計	6,376,000,555	—	5,719,560,000	△656,440,555

(注1) 時価の算定方法

株価指数先物取引

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考 貸付株式
		単価	金額	
極洋	27,100	3,675.00	99,592,500	
ニッセイ	623,700	838.50	522,972,450	
マルハニチロ	90,900	3,041.00	276,426,900	
雪国まいたけ	51,400	971.00	49,909,400	24,200
カネコ種苗	13,700	1,355.00	18,563,500	
サカタのタネ	68,600	3,370.00	231,182,000	41,000
ホクト	54,000	1,807.00	97,578,000	
ホクリヨウ	7,100	956.00	6,787,600	4,900
ショーボンドホールディングス	84,200	5,347.00	450,217,400	
ミライト・ワン	189,400	1,819.50	344,613,300	
タマホーム	38,900	4,015.00	156,183,500	16,300
サンヨーホームズ	2,100	705.00	1,480,500	
日本アクア	11,800	786.00	9,274,800	
ファーストコーポレーション	8,600	722.00	6,209,200	
ベステラ	7,300	822.00	6,000,600	5,100
r o b o t h o m e	111,000	150.00	16,650,000	
キャンディル	3,200	585.00	1,872,000	1,800
住石ホールディングス	80,700	860.00	69,402,000	34,400
日鉄鉱業	24,200	4,120.00	99,704,000	16,000
三井松島ホールディングス	36,000	4,545.00	163,620,000	25,100
I N P E X	1,869,000	2,048.00	3,827,712,000	
石油資源開発	72,200	5,580.00	402,876,000	50,400
K&Oエナジーグループ	29,500	3,200.00	94,400,000	20,600
リョーサン菱洋ホールディングス	88,100	2,469.00	217,518,900	61,600
ダイセキ環境ソリューション	8,900	1,100.00	9,790,000	2,200
第一カッター興業	9,400	1,397.00	13,131,800	
明豊ファシリティワークス	10,900	825.00	8,992,500	
安藤・間	363,000	1,108.00	402,204,000	
東急建設	181,700	716.00	130,097,200	
コムシスホールディングス	197,400	2,987.50	589,732,500	
ピーアールホールディングス	83,000	344.00	28,552,000	24,100
高松コンストラクショングループ	40,700	2,734.00	111,273,800	27,700
東建コーポレーション	16,000	11,200.00	179,200,000	
ソネック	1,800	918.00	1,652,400	
ヤマウラ	21,100	1,144.00	24,138,400	11,500
オリエンタル白石	230,800	345.00	79,626,000	
大成建設	396,200	6,021.00	2,385,520,200	
大林組	1,546,900	1,888.00	2,920,547,200	
清水建設	1,226,500	898.40	1,101,887,600	311,700
飛島建設	44,600	1,325.00	59,095,000	
長谷工コーポレーション	396,900	1,708.50	678,103,650	
松井建設	54,000	785.00	42,390,000	
銭高組	2,600	3,530.00	9,178,000	
鹿島建設	959,100	2,531.00	2,427,482,100	
不動テトラ	30,000	2,259.00	67,770,000	
大末建設	3,900	1,625.00	6,337,500	
鉄建建設	25,500	2,326.00	59,313,000	
西松建設	83,500	4,602.00	384,267,000	
三井住友建設	319,900	381.00	121,881,900	187,008
大豊建設	16,300	3,425.00	55,827,500	7,300
佐田建設	21,600	869.00	18,770,400	17,900
ナカノフード建設	36,400	459.00	16,707,600	
奥村組	69,600	4,350.00	302,760,000	

東鉄工業	50,500	3,100.00	156,550,000	7,900
イチケン	4,200	2,377.00	9,983,400	
富士ピー・エス	6,600	417.00	2,752,200	
浅沼組	154,200	679.00	104,701,800	73,200
戸田建設	585,400	969.30	567,428,220	406,300
熊谷組	71,000	3,345.00	237,495,000	
北野建設	4,100	3,465.00	14,206,500	
植木組	5,300	1,567.00	8,305,100	
矢作建設工業	58,800	1,494.00	87,847,200	42,100
ピーエス・コンストラクション	60,500	975.00	58,987,500	
日本ハウスホールディングス	79,900	321.00	25,647,900	55,800
大東建託	159,100	16,910.00	2,690,381,000	11,100
新日本建設	62,500	1,462.00	91,375,000	14,600
サムティホールディングス	70,400	2,522.00	177,548,800	27,600
東亜道路工業	86,900	1,286.00	111,753,400	54,800
日本道路	50,500	1,582.00	79,891,000	15,300
東亜建設工業	135,000	902.00	121,770,000	
日本国土開発	120,300	462.00	55,578,600	84,000
若築建設	16,300	3,425.00	55,827,500	11,400
東洋建設	107,400	1,403.00	150,682,200	
五洋建設	609,900	630.10	384,297,990	295,500
世紀東急工業	55,800	1,611.00	89,893,800	38,900
福田組	14,800	4,995.00	73,926,000	600
日本ドライケミカル	5,400	2,332.00	12,592,800	
住友林業	373,800	4,988.00	1,864,514,400	
日本基礎技術	19,300	544.00	10,499,200	
巴コーポレーション	12,300	885.00	10,885,500	
大和ハウス工業	1,196,200	4,304.00	5,148,444,800	
ライト工業	79,800	2,056.00	164,068,800	
積水ハウス	1,311,900	3,321.00	4,356,819,900	
日特建設	46,600	1,073.00	50,001,800	
北陸電気工事	18,000	1,051.00	18,918,000	11,300
ユアテック	94,700	1,392.00	131,822,400	66,100
日本リーテック	40,900	1,035.00	42,331,500	28,500
四電工	15,600	3,510.00	54,756,000	
中電工	66,100	3,060.00	202,266,000	8,300
関電工	270,500	1,819.00	492,039,500	
きんでん	300,800	3,013.00	906,310,400	198,200
東京エネシス	42,200	1,056.00	44,563,200	29,400
トーエネック	15,200	4,330.00	65,816,000	8,400
住友電設	40,200	3,565.00	143,313,000	
日本電設工業	83,200	1,709.00	142,188,800	
エクシオグループ	422,800	1,466.50	620,036,200	
新日本空調	29,700	3,480.00	103,356,000	
九電工	93,500	6,260.00	585,310,000	58,600
三機工業	92,400	2,093.00	193,393,200	
日揮ホールディングス	427,900	1,206.50	516,261,350	
中外炉工業	8,500	2,616.00	22,236,000	5,900
ヤマト	19,300	967.00	18,663,100	
太平電業	28,300	4,935.00	139,660,500	
高砂熱学工業	115,800	5,120.00	592,896,000	63,200
三晃金属工業	3,100	3,955.00	12,260,500	
NEC ネットズエスアイ	171,200	2,510.00	429,712,000	
朝日工業社	37,800	1,164.00	43,999,200	26,400
明星工業	73,400	1,195.00	87,713,000	
大気社	50,200	4,665.00	234,183,000	
ダイダン	56,400	2,771.00	156,284,400	26,400
日比谷総合設備	31,600	2,982.00	94,231,200	15,900
ニッポン	130,700	2,174.00	284,141,800	



日清製粉グループ本社	401,600	1,806.50	725,490,400	
日東富士製粉	5,100	6,870.00	35,037,000	
昭和産業	41,200	2,983.00	122,899,600	10,700
鳥越製粉	13,800	672.00	9,273,600	15,600
中部飼料	61,400	1,371.00	84,179,400	
フィード・ワン	68,300	835.00	57,030,500	
東洋精糖	2,400	1,334.00	3,201,600	
日本甜菜製糖	18,000	2,498.00	44,964,000	6,300
DM三井製糖ホールディングス	42,200	3,110.00	131,242,000	7,600
塩水港精糖	26,200	255.00	6,681,000	
ウェルネオシュガー	19,200	2,130.00	40,896,000	8,500
L I F U L L	153,500	133.00	20,415,500	
M I X I	95,900	2,770.00	265,643,000	
ジェイエイシーリクルートメント	167,300	676.00	113,094,800	
日本M&Aセンターホールディングス	729,300	614.70	448,300,710	423,400
メンバーズ	12,700	748.00	9,499,600	8,700
中広	2,900	509.00	1,476,100	
UTグループ	58,000	2,959.00	171,622,000	
アイティメディア	14,500	1,705.00	24,722,500	
ケアネット	70,000	477.00	33,390,000	19,500
E・Jホールディングス	21,900	1,644.00	36,003,600	15,300
オープンアップグループ	137,700	1,889.00	260,115,300	
コシダカホールディングス	138,000	883.00	121,854,000	96,400
アルトナー	7,100	1,696.00	12,041,600	
パソナグループ	55,000	2,221.00	122,155,000	
CDS	6,700	1,746.00	11,698,200	
リンクアンドモチベーション	112,000	455.00	50,960,000	
エス・エム・エス	159,500	2,060.00	328,570,000	74,700
サニーサイドアップグループ	8,800	574.00	5,051,200	
パーソルホールディングス	4,615,200	271.20	1,251,642,240	
リニカル	18,100	381.00	6,896,100	
クックパッド	147,600	187.00	27,601,200	103,100
エスクリ	10,400	240.00	2,496,000	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	16,500	751.00	12,391,500	
森永製菓	181,600	2,708.00	491,772,800	
中村屋	8,300	3,135.00	26,020,500	
江崎グリコ	124,200	4,217.00	523,751,400	76,900
名糖産業	10,500	1,916.00	20,118,000	
井村屋グループ	28,800	2,464.00	70,963,200	7,200
不二家	27,500	2,609.00	71,747,500	17,400
山崎製パン	290,600	2,730.50	793,483,300	
第一屋製パン	3,000	570.00	1,710,000	
モロゾフ	11,900	4,355.00	51,824,500	1,000
亀田製菓	25,000	4,275.00	106,875,000	17,300
寿スピリッツ	207,200	1,667.50	345,506,000	144,800
カルビー	198,800	3,024.00	601,171,200	126,100
森永乳業	152,100	3,301.00	502,082,100	65,700
六甲バター	41,300	1,320.00	54,516,000	
ヤクルト本社	620,600	2,894.50	1,796,326,700	277,000
明治ホールディングス	532,400	3,638.00	1,936,871,200	
雪印メグミルク	106,600	2,577.00	274,708,200	62,900
プリマハム	59,000	2,199.00	129,741,000	41,200
日本ハム	186,800	5,139.00	959,965,200	
林兼産業	6,500	478.00	3,107,000	
丸大食品	41,300	1,662.00	68,640,600	28,800
S F o o d s	47,200	2,601.00	122,767,200	7,900
柿安本店	14,500	2,566.00	37,207,000	4,700
伊藤ハム米久ホールディングス	66,200	3,710.00	245,602,000	
学情	18,000	1,640.00	29,520,000	

スタジオアリス	19,400	2,088.00	40,507,200	3,300
クロスキャット	23,000	1,075.00	24,725,000	
エプコ	9,000	757.00	6,813,000	
システナ	664,400	352.00	233,868,800	
N J S	7,800	3,505.00	27,339,000	
デジタルアーツ	27,700	3,945.00	109,276,500	9,300
日鉄ソリューションズ	152,300	3,410.00	519,343,000	66,200
総合警備保障	757,300	903.50	684,220,550	
キューブシステム	20,100	977.00	19,637,700	14,000
いちご	440,900	344.00	151,669,600	
日本駐車場開発	465,400	195.00	90,753,000	151,700
コア	14,100	1,748.00	24,646,800	
カカクコム	294,200	2,103.00	618,702,600	
アイロムグループ	14,800	2,775.00	41,070,000	
セントケア・ホールディング	44,900	729.00	32,732,100	33,400
サイネックス	2,600	739.00	1,921,400	
ルネサンス	23,300	986.00	22,973,800	16,000
ディップ	70,000	2,810.00	196,700,000	
S B Sホールディングス	39,900	2,540.00	101,346,000	14,000
デジタルホールディングス	23,000	948.00	21,804,000	
新日本科学	40,300	1,019.00	41,065,700	22,000
キャリアデザインセンター	3,200	1,615.00	5,168,000	
エムスリー	896,000	1,152.50	1,032,640,000	
ツカダ・グローバルホールディング	20,500	403.00	8,261,500	
プラス	5,500	555.00	3,052,500	800
ウェルネット	9,000	672.00	6,048,000	
ワールドホールディングス	18,200	1,793.00	32,632,600	
ディー・エヌ・エー	160,900	1,551.50	249,636,350	
博報堂DYホールディングス	578,200	1,126.50	651,342,300	43,700
ぐるなび	77,900	299.00	23,292,100	50,900
タカミヤ	59,200	409.00	24,212,800	41,300
ファンコミュニケーションズ	100,700	397.00	39,977,900	43,600
ライク	15,100	1,342.00	20,264,200	9,800
A o b a - B B T	12,400	324.00	4,017,600	
エスプール	132,900	274.00	36,414,600	69,600
WDBホールディングス	20,000	1,642.00	32,840,000	
手間いらず	6,300	3,390.00	21,357,000	
ティア	16,300	442.00	7,204,600	
CDG	1,700	1,491.00	2,534,700	
アドウェイズ	61,500	309.00	19,003,500	38,300
バリューコマース	34,700	1,064.00	36,920,800	
インフォマート	428,300	238.00	101,935,400	327,400
サッポロホールディングス	142,900	6,065.00	866,688,500	47,000
アサヒグループホールディングス	1,087,000	5,197.00	5,649,139,000	
麒麟ホールディングス	1,808,900	2,017.00	3,648,551,300	
宝ホールディングス	293,000	1,069.00	313,217,000	
オエノンホールディングス	152,100	369.00	56,124,900	106,200
養命酒製造	10,700	2,309.00	24,706,300	7,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	306,200	2,050.50	627,863,100	
ライブドリンク カンパニー	8,000	6,400.00	51,200,000	4,800
サントリー食品インターナショナル	305,800	4,814.00	1,472,121,200	97,500
ダイドーグループホールディングス	49,400	2,678.00	132,293,200	4,500
伊藤園	147,100	3,389.00	498,521,900	106,900
キーコーヒー	48,000	2,085.00	100,080,000	32,200
ユニカフェ	6,900	917.00	6,327,300	
ジャパンフーズ	3,100	2,439.00	7,560,900	2,100
日清オイリオグループ	60,800	4,745.00	288,496,000	
不二製油グループ本社	102,800	2,816.50	289,536,200	48,900

かどや製油	2,800	3,595.00	10,066,000	
J-オイルミルズ	48,900	1,849.00	90,416,100	
サンエー	34,500	4,810.00	165,945,000	
カワチ薬品	32,500	2,614.00	84,955,000	
エービーシー・マート	204,200	2,791.50	570,024,300	124,300
ハードオフコーポレーション	12,400	1,958.00	24,279,200	
高千穂交易	11,800	3,835.00	45,253,000	8,200
アスクル	114,800	2,118.00	243,146,400	80,200
ゲオホールディングス	46,300	1,502.00	69,542,600	32,300
アダストリア	55,500	3,315.00	183,982,500	
ジーフット	10,700	300.00	3,210,000	7,400
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	3,200	575.00	1,840,000	
オルパヘルスケアホールディングス	2,900	1,786.00	5,179,400	
伊藤忠食品	9,300	6,600.00	61,380,000	5,600
くら寿司	54,900	3,580.00	196,542,000	38,300
キャンドウ	13,700	3,855.00	52,813,500	9,500
エレマテック	42,600	1,664.00	70,886,400	
IKホールディングス	8,500	363.00	3,085,500	
パルグループホールディングス	90,900	2,106.00	191,435,400	63,400
エディオン	186,500	1,785.00	332,902,500	103,200
あらた	71,200	3,245.00	231,044,000	32,400
サーラコーポレーション	106,500	771.00	82,111,500	29,200
ワッツ	9,300	728.00	6,770,400	
トーメンデバイス	5,500	5,700.00	31,350,000	
ハローズ	21,100	4,180.00	88,198,000	
J Pホールディングス	115,900	538.00	62,354,200	42,200
フジオフードグループ本社	52,600	1,354.00	71,220,400	32,800
あみやき亭	9,200	5,260.00	48,392,000	
東京エレクトロン デバイス	45,800	3,630.00	166,254,000	6,700
ひらまつ	45,800	191.00	8,747,800	42,800
円谷フィールズホールディングス	78,800	1,459.00	114,969,200	55,000
双日	519,500	3,130.00	1,626,035,000	
アルフレッサ ホールディングス	468,300	2,152.00	1,007,781,600	
大黒天物産	14,400	11,260.00	162,144,000	3,700
ハニーズホールディングス	36,800	1,480.00	54,464,000	23,900
ファーマライズホールディングス	4,800	590.00	2,832,000	2,600
キッコーマン	1,438,900	1,622.50	2,334,615,250	
味の素	1,020,700	5,120.00	5,225,984,000	73,800
ブルドックソース	20,700	1,860.00	38,502,000	14,400
キュービー	233,400	3,583.00	836,272,200	
ハウス食品グループ本社	151,500	2,800.00	424,200,000	105,800
カゴメ	186,800	2,991.50	558,812,200	
アリアケジャパン	42,600	4,800.00	204,480,000	
ピエトロ	2,100	1,783.00	3,744,300	
エバラ食品工業	7,900	2,713.00	21,432,700	3,100
やまみ	1,400	3,945.00	5,523,000	
ニチレイ	199,000	3,933.00	782,667,000	86,500
横浜冷凍	128,900	949.00	122,326,100	48,500
東洋水産	219,400	8,980.00	1,970,212,000	
イートアンドホールディングス	17,800	2,011.00	35,795,800	3,000
大冷	1,800	1,911.00	3,439,800	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	23,600	1,401.00	33,063,600	8,500
日清食品ホールディングス	458,000	3,698.00	1,693,684,000	3,100
永谷園ホールディングス	12,600	3,085.00	38,871,000	13,000
一正蒲鉾	10,600	717.00	7,600,200	
フジッコ	46,100	1,748.00	80,582,800	
ロック・フィールド	53,000	1,479.00	78,387,000	26,800
日本たばこ産業	2,638,800	3,920.00	10,344,096,000	
ケンコーマヨネーズ	26,000	2,077.00	54,002,000	

わらべや日洋ホールディングス	27,100	2,204.00	59,728,400	18,900
なとり	22,400	2,020.00	45,248,000	
イフジ産業	4,200	1,389.00	5,833,800	
ファーマフーズ	61,300	925.00	56,702,500	
北の達人コーポレーション	187,300	163.00	30,529,900	121,900
ユーグレナ	269,600	486.00	131,025,600	188,300
紀文食品	40,500	1,149.00	46,534,500	24,200
ピックルスホールディングス	20,200	992.00	20,038,400	
スター・マイカ・ホールディングス	43,400	582.00	25,258,800	
SREホールディングス	19,500	3,990.00	77,805,000	13,400
ADワークスグループ	24,600	193.00	4,747,800	48,300
片倉工業	42,200	1,926.00	81,277,200	29,400
グンゼ	31,300	5,160.00	161,508,000	
ヒューリック	1,013,200	1,388.00	1,406,321,600	718,600
神栄	4,500	1,584.00	7,128,000	
ラサ商事	15,800	1,454.00	22,973,200	
アルペン	41,100	2,107.00	86,597,700	
ハブ	3,400	725.00	2,465,000	
ラクーンホールディングス	42,100	523.00	22,018,300	29,400
クオールホールディングス	62,200	1,339.00	83,285,800	
アルコニックス	59,700	1,331.00	79,460,700	
神戸物産	361,000	4,043.00	1,459,523,000	219,900
ソリトンシステムズ	21,800	982.00	21,407,600	
ジズホールディングス	34,500	4,610.00	159,045,000	20,800
ビックカメラ	276,700	1,580.00	437,186,000	
DCMホールディングス	241,800	1,380.00	333,684,000	
ペッパーフードサービス	89,700	126.00	11,302,200	
ハイパー	3,200	335.00	1,072,000	
Monotaro	661,500	2,357.00	1,559,155,500	467,700
東京一番フーズ	39,100	506.00	19,784,600	
DDグループ	6,700	1,229.00	8,234,300	9,600
あいホールディングス	72,400	2,252.00	163,044,800	48,400
ディービーエックス	6,400	960.00	6,144,000	
きちりホールディングス	8,200	800.00	6,560,000	
J. フロントリテイリング	535,500	1,404.50	752,109,750	
ドトール・日レスホールディングス	82,300	2,149.00	176,862,700	
マツキヨココカラ&カンパニー	848,800	2,247.00	1,907,253,600	39,700
ブロンコビリー	28,800	3,325.00	95,760,000	1,600
ZOZO	297,300	4,379.00	1,301,876,700	
トレジャー・ファクトリー	30,200	1,811.00	54,692,200	
物語コーポレーション	78,700	3,325.00	261,677,500	
三越伊勢丹ホールディングス	772,500	2,339.50	1,807,263,750	
東洋紡	194,200	965.00	187,403,000	42,300
ユニチカ	163,200	315.00	51,408,000	1,900
富士紡ホールディングス	18,500	4,120.00	76,220,000	
日清紡ホールディングス	333,500	936.20	312,222,700	
倉敷紡績	30,200	4,295.00	129,709,000	21,000
ダイワボウホールディングス	206,600	2,451.00	506,376,600	73,400
シキボウ	14,300	1,027.00	14,686,100	
日東紡績	56,000	5,390.00	301,840,000	39,100
トヨタ紡織	185,300	1,787.50	331,223,750	129,500
マクニカホールディングス	111,600	5,065.00	565,254,000	100
Hamee	13,000	1,084.00	14,092,000	
マーケットエンタープライズ	3,100	861.00	2,669,100	
ラクト・ジャパン	15,800	2,962.00	46,799,600	11,000
ウエルシアホールディングス	242,300	1,953.00	473,211,900	
クリエイトSDホールディングス	66,500	3,220.00	214,130,000	
グリムス	18,400	2,185.00	40,204,000	10,300
バイタルケーエスケー・ホールディングス	69,800	1,210.00	84,458,000	

八洲電機	38,400	1,493.00	57,331,200	19,300
メディアスホールディングス	20,100	771.00	15,497,100	12,100
レスター	38,800	2,599.00	100,841,200	
ジオリーブグループ	4,600	1,087.00	5,000,200	
丸善CHIホールディングス	36,900	318.00	11,734,200	
大光	10,700	582.00	6,227,400	7,100
OCHIホールディングス	7,800	1,344.00	10,483,200	
TOKAIホールディングス	256,300	943.00	241,690,900	
黒谷	9,900	659.00	6,524,100	6,900
ミサワ	3,900	590.00	2,301,000	2,100
ティーライフ	4,000	1,219.00	4,876,000	2,500
Cominix	1,900	842.00	1,599,800	
エー・ビーホールディングス	7,100	909.00	6,453,900	4,700
三洋貿易	51,000	1,322.00	67,422,000	
チムニー	8,500	1,275.00	10,837,500	5,399
シュッピン	35,400	1,339.00	47,400,600	24,700
ビューティガレージ	13,400	1,351.00	18,103,400	4,900
オイシックス・ラ・大地	62,100	1,233.00	76,569,300	15,300
ウイン・パートナーズ	40,300	1,099.00	44,289,700	29,500
ネクステージ	107,400	1,774.00	190,527,600	72,800
ジョイフル本田	129,500	2,058.00	266,511,000	
エターナルホスピタリティグループ	15,600	3,325.00	51,870,000	4,300
ホットランド	35,700	2,251.00	80,360,700	
すかいらくホールディングス	637,900	1,992.00	1,270,696,800	
SFPホールディングス	23,200	2,023.00	46,933,600	16,200
綿半ホールディングス	47,100	1,683.00	79,269,300	
日本毛織	111,100	1,240.00	137,764,000	16,800
ダイトウボウ	63,800	102.00	6,507,600	
トーア紡コーポレーション	4,600	397.00	1,826,200	
ダイドーリミテッド	12,300	884.00	10,873,200	8,540
ヨシックスホールディングス	6,700	2,799.00	18,753,300	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	124,100	874.00	108,463,400	73,200
野村不動産ホールディングス	241,900	3,759.00	909,302,100	171,000
三重交通グループホールディングス	81,000	522.00	42,282,000	56,600
ディア・ライフ	62,700	874.00	54,799,800	43,800
コーセーアールイー	10,600	563.00	5,967,800	6,467
地主	32,000	1,978.00	63,296,000	12,800
プレサンスコーポレーション	57,500	1,818.00	104,535,000	
フィル・カンパニー	6,300	592.00	3,729,600	4,100
THEグローバル社	21,200	440.00	9,328,000	
ハウスコム	4,200	951.00	3,994,200	
JPMC	12,200	1,158.00	14,127,600	
サンセイランディック	3,900	935.00	3,646,500	
エストラスト	1,800	648.00	1,166,400	
フージャースホールディングス	67,200	993.00	66,729,600	26,300
オープンハウスグループ	159,200	5,100.00	811,920,000	12,100
東急不動産ホールディングス	1,305,900	932.20	1,217,359,980	
飯田グループホールディングス	416,200	2,091.00	870,274,200	62,000
イーグランド	3,800	1,409.00	5,354,200	
ムゲンエステート	9,800	1,179.00	11,554,200	
帝国繊維	51,900	2,367.00	122,847,300	36,500
日本コークス工業	414,600	97.00	40,216,200	56,500
ゴルフダイジェスト・オンライン	19,200	434.00	8,332,800	13,400
ミタチ産業	2,900	1,055.00	3,059,500	
BENOS	29,100	2,610.00	75,951,000	
あさひ	41,000	1,459.00	59,819,000	
日本調剤	26,800	1,210.00	32,428,000	
コスモス薬品	39,500	13,805.00	545,297,500	

シップヘルスケアホールディングス	168,300	2,069.00	348,212,700	
トーエル	11,000	783.00	8,613,000	1,800
ソフトクリエイトホールディングス	35,400	1,516.00	53,666,400	
セブン&アイ・ホールディングス	4,725,100	1,672.50	7,902,729,750	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	314,800	1,078.00	339,354,400	157,400
明治電機工業	10,300	1,359.00	13,997,700	7,200
ツルハホールディングス	98,100	8,402.00	824,236,200	
デリカフーズホールディングス	13,300	541.00	7,195,300	
スターティアホールディングス	2,700	1,949.00	5,262,300	
サンマルクホールディングス	41,700	2,041.00	85,109,700	
フェリシモ	6,700	913.00	6,117,100	
トリドールホールディングス	131,200	3,764.00	493,836,800	28,200
帝人	424,400	1,300.00	551,720,000	
東レ	2,959,800	719.30	2,128,984,140	773,700
クラレ	643,800	1,729.00	1,113,130,200	
旭化成	2,988,600	950.60	2,840,963,160	
TOKYO BASE	48,200	241.00	11,616,200	33,700
稲葉製作所	20,900	1,621.00	33,878,900	14,000
宮地エンジニアリンググループ	21,600	4,075.00	88,020,000	
トーカロ	132,000	1,717.00	226,644,000	62,800
アルファ	6,500	1,108.00	7,202,000	
SUMCO	866,300	1,563.50	1,354,460,050	320,000
川田テクノロジーズ	30,300	2,266.00	68,659,800	
RS Technologies	32,000	2,937.00	93,984,000	16,300
ジェイテックコーポレーション	5,100	1,346.00	6,864,600	
信和	17,900	715.00	12,798,500	10,300
ビーロット	6,000	841.00	5,046,000	
ファーストブラザーズ	3,400	1,046.00	3,556,400	
And Doホールディングス	17,800	981.00	17,461,800	
シーアールイー	18,100	1,351.00	24,453,100	12,400
ケイアイスター不動産	21,600	3,400.00	73,440,000	14,000
アグレ都市デザイン	5,800	1,472.00	8,537,600	200
グッドコムアセット	45,800	743.00	34,029,400	4,839
ジェイ・エス・ビー	19,500	2,708.00	52,806,000	5,800
ロードスターキャピタル	24,800	2,328.00	57,734,400	19,900
テンポイノベーション	10,100	870.00	8,787,000	7,000
グローバル・リンク・マネジメント	2,400	1,760.00	4,224,000	
フェイスネットワーク	2,600	1,510.00	3,926,000	6,100
霞ヶ関キャピタル	17,800	11,900.00	211,820,000	13,600
住江織物	2,000	2,022.00	4,044,000	2,400
日本フェルト	46,300	481.00	22,270,300	4,800
イチカワ	2,400	1,577.00	3,784,800	
エコナックホールディングス	31,000	116.00	3,596,000	
日東製網	2,700	1,384.00	3,736,800	
芦森工業	5,400	2,094.00	11,307,600	
アツギ	12,700	803.00	10,198,100	
ウイルプラスホールディングス	5,200	1,078.00	5,605,600	
JMホールディングス	36,600	2,780.00	101,748,000	1,900
コマダホールディングス	114,200	2,637.00	301,145,400	38,000
サツドラホールディングス	11,800	795.00	9,381,000	6,800
アレンザホールディングス	44,100	1,138.00	50,185,800	18,600
串カツ田中ホールディングス	10,600	1,379.00	14,617,400	
バロックジャパンリミテッド	42,300	765.00	32,359,500	29,500
クスリのアオキホールディングス	141,600	2,994.50	424,021,200	
ダイニック	8,200	681.00	5,584,200	
共和レザー	9,200	678.00	6,237,600	
ピーバンドットコム	4,100	373.00	1,529,300	
力の源ホールディングス	20,400	1,198.00	24,439,200	14,200

FOOD & LIFE COMPANIES	248,900	2,263.50	563,385,150	
アセンテック	12,100	493.00	5,965,300	
セーレン	87,800	2,261.00	198,515,800	
ソトー	7,500	668.00	5,010,000	
東海染工	1,300	777.00	1,010,100	
小松マテール	66,300	671.00	44,487,300	46,300
ワコールホールディングス	83,600	3,938.00	329,216,800	7,000
ホギメディカル	59,500	4,200.00	249,900,000	41,500
クラウドディアホールディングス	8,200	370.00	3,034,000	300
T S I ホールディングス	132,500	809.00	107,192,500	
マツオカコーポレーション	7,100	1,401.00	9,947,100	
ワールド	57,700	1,929.00	111,303,300	10,800
T I S	467,500	3,166.00	1,480,105,000	330,100
テクミラホールディングス	14,800	303.00	4,484,400	2,300
グリー	149,000	445.00	66,305,000	
GMOペパボ	4,900	1,312.00	6,428,800	
コーエーテックモホールディングス	274,700	1,399.00	384,305,300	140,313
三菱総合研究所	21,500	4,095.00	88,042,500	
ボルテージ	39,600	221.00	8,751,600	
電算	4,000	1,373.00	5,492,000	
A G S	12,000	816.00	9,792,000	
ファインデックス	35,100	960.00	33,696,000	12,600
ブレインパッド	37,200	855.00	31,806,000	14,900
K L a b	85,700	200.00	17,140,000	59,900
ポルトゥウィンホールディングス	71,300	376.00	26,808,800	40,600
ネクソン	971,100	2,672.00	2,594,779,200	
アイスタイル	138,900	371.00	51,531,900	86,700
エムアップホールディングス	57,600	1,165.00	67,104,000	
エイチーム	35,000	599.00	20,965,000	16,200
エニグモ	54,700	310.00	16,957,000	38,200
テクノスジャパン	8,700	694.00	6,037,800	
e n i s h	33,700	290.00	9,773,000	21,300
コロプラ	173,500	546.00	94,731,000	91,923
オルトプラス	33,800	93.00	3,143,400	
ブロードリーフ	177,800	654.00	116,281,200	
クロス・マーケティンググループ	15,700	486.00	7,630,200	
デジタルハーツホールディングス	25,700	750.00	19,275,000	16,000
メディアドゥ	15,400	1,362.00	20,974,800	10,700
じげん	133,700	522.00	69,791,400	
ブイキューブ	53,700	229.00	12,297,300	8,300
エンカレッジ・テクノロジー	3,000	586.00	1,758,000	
サイバーリンクス	11,200	753.00	8,433,600	
ディー・エル・イー	33,700	113.00	3,808,100	19,400
フィックスターズ	44,400	1,396.00	61,982,400	13,500
CARTA HOLDINGS	19,900	1,318.00	26,228,200	
オブティム	47,300	576.00	27,244,800	10,900
セレス	17,300	1,187.00	20,535,100	
S H I F T	29,400	9,653.00	283,798,200	
特種東海製紙	25,300	3,500.00	88,550,000	
ティーガイア	47,600	3,720.00	177,072,000	33,200
セック	4,700	3,875.00	18,212,500	3,200
テクマトリックス	78,200	2,046.00	159,997,200	
プロシップ	18,100	1,356.00	24,543,600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	109,700	2,900.00	318,130,000	81,600
GMOペイメントゲートウェイ	101,000	7,725.00	780,225,000	21,251
ザッパラス	8,500	362.00	3,077,000	
システムリサーチ	24,200	1,367.00	33,081,400	10,900
インターネットイニシアティブ	211,500	2,550.00	539,325,000	149,100

さくらインターネット	55,700	2,481.00	138,191,700	38,900
GMOグローバルサイン・ホールディングス	12,600	2,423.00	30,529,800	8,800
SRAホールディングス	20,000	4,025.00	80,500,000	
システムインテグレータ	5,300	322.00	1,706,600	
朝日ネット	49,600	627.00	31,099,200	
eBASE	60,000	569.00	34,140,000	41,900
アバントグループ	55,700	1,718.00	95,692,600	
アドソル日進	15,900	1,717.00	27,300,300	11,100
ODKソリューションズ	4,900	587.00	2,876,300	
フリービット	21,500	1,155.00	24,832,500	
コムチュア	59,500	1,463.00	87,048,500	
アステリア	36,800	475.00	17,480,000	24,000
アイル	21,700	2,628.00	57,027,600	4,700
王子ホールディングス	1,840,300	562.60	1,035,352,780	
日本製紙	248,000	875.00	217,000,000	
三菱製紙	13,300	506.00	6,729,800	27,300
北越コーポレーション	213,600	1,191.00	254,397,600	149,200
中越パルプ工業	4,000	1,248.00	4,992,000	
巴川コーポレーション	7,000	708.00	4,956,000	
大王製紙	199,000	793.50	157,906,500	105,900
阿波製紙	9,300	473.00	4,398,900	6,500
マークライズ	21,100	2,766.00	58,362,600	
メディカル・データ・ビジョン	53,000	455.00	24,115,000	
gumi	65,100	285.00	18,553,500	23,500
ショーケース	4,200	252.00	1,058,400	
モバイルファクトリー	6,400	722.00	4,620,800	
テラスカイ	17,700	1,915.00	33,895,500	12,300
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	23,700	1,709.00	40,503,300	
PCIホールディングス	8,900	881.00	7,840,900	
アイビーシー	2,700	475.00	1,282,500	
ネオジャパン	12,700	1,643.00	20,866,100	2,300
PR TIMES	9,800	1,614.00	15,817,200	
ラクス	208,000	1,847.50	384,280,000	55,800
ランドコンピュータ	11,400	750.00	8,550,000	
ダブルスタンダード	17,000	1,562.00	26,554,000	
オーブンドア	26,600	703.00	18,699,800	18,600
マイネット	8,300	256.00	2,124,800	
アカツキ	22,900	2,159.00	49,441,100	
ベネフィットジャパン	1,800	1,083.00	1,949,400	1,100
Ubicomホールディングス	12,300	1,204.00	14,809,200	
カナミックネットワーク	44,800	504.00	22,579,200	31,200
ノムラシステムコーポレーション	19,600	120.00	2,352,000	500
レンゴー	406,500	922.00	374,793,000	
トーモク	24,100	2,360.00	56,876,000	
ザ・バック	34,500	3,575.00	123,337,500	18,900
チェンジホールディングス	93,000	1,008.00	93,744,000	64,900
シンクロ・フード	12,900	467.00	6,024,300	
オークネット	17,700	2,127.00	37,647,900	
キャピタル・アセット・プランニング	3,000	720.00	2,160,000	
セグエグループ	9,000	583.00	5,247,000	6,600
エイトレッド	5,200	1,435.00	7,462,000	
マクロミル	83,900	810.00	67,959,000	
ビーグリー	6,100	1,170.00	7,137,000	
オロ	11,900	2,334.00	27,774,600	
ユーザーローカル	15,200	1,685.00	25,612,000	
デモナ	4,400	185.00	814,000	
ニーズウェル	10,700	283.00	3,028,100	
マネーフォワード	108,200	4,650.00	503,130,000	76,600



サインポスト	14,800	495.00	7,326,000	10,300
レゾナック・ホールディングス	396,400	3,222.00	1,277,200,800	
住友化学	3,278,100	431.60	1,414,827,960	
住友精化	20,800	4,950.00	102,960,000	9,800
日産化学	206,000	4,571.00	941,626,000	146,500
ラサ工業	14,500	2,570.00	37,265,000	
クレハ	91,500	2,730.00	249,795,000	60,900
多木化学	15,100	3,950.00	59,645,000	200
テイカ	39,400	1,503.00	59,218,200	28,900
石原産業	77,000	1,346.00	103,642,000	
片倉コープアグリ	6,400	996.00	6,374,400	2,500
日本曹達	51,900	4,880.00	253,272,000	
東ソー	589,800	1,821.50	1,074,320,700	
トクヤマ	142,800	2,674.00	381,847,200	
セントラル硝子	46,200	3,370.00	155,694,000	
東亜合成	211,400	1,468.50	310,440,900	44,500
大阪ソーダ	30,200	9,060.00	273,612,000	8,800
関東電化工業	80,000	877.00	70,160,000	50,000
SUN ASTERISK	21,700	783.00	16,991,100	15,100
デンカ	161,100	2,070.50	333,557,550	
イビデン	232,300	4,443.00	1,032,108,900	164,000
信越化学工業	3,961,500	5,947.00	23,559,040,500	90,000
日本カーバイド工業	24,500	1,633.00	40,008,500	
プラスアルファ・コンサルティング	55,200	1,749.00	96,544,800	29,700
電算システムホールディングス	19,300	2,491.00	48,076,300	13,500
堺化学工業	33,600	2,565.00	86,184,000	
第一稀元素化学工業	41,800	797.00	33,314,600	29,100
エア・ウォーター	416,800	1,872.00	780,249,600	
日本酸素ホールディングス	428,600	4,310.00	1,847,266,000	303,300
日本化学工業	13,400	2,569.00	34,424,600	
東邦アセチレン	27,500	335.00	9,212,500	
日本パーカライジング	196,200	1,100.00	215,820,000	
高圧ガス工業	64,700	854.00	55,253,800	23,600
チタン工業	4,200	857.00	3,599,400	
四国化成ホールディングス	50,000	1,808.00	90,400,000	32,700
戸田工業	8,600	1,692.00	14,551,200	100
ステラ ケミファ	25,900	3,785.00	98,031,500	
保土谷化学工業	14,600	4,400.00	64,240,000	10,100
日本触媒	254,100	1,558.00	395,887,800	
大日精化工業	30,700	2,945.00	90,411,500	5,600
カネカ	109,000	3,649.00	397,741,000	
協和キリン	534,400	2,966.50	1,585,297,600	
APPIER GROUP	134,700	1,207.00	162,582,900	107,200
三菱瓦斯化学	322,500	2,530.00	815,925,000	
三井化学	364,400	3,211.00	1,170,088,400	43,000
東京応化工業	210,800	3,466.00	730,632,800	49,300
大阪有機化学工業	37,000	2,998.00	110,926,000	23,000
三菱ケミカルグループ	3,229,500	832.90	2,689,850,550	
KHネオケム	69,600	1,982.00	137,947,200	48,700
ビジョナル	52,700	8,320.00	438,464,000	36,766
ダイセル	548,100	1,216.00	666,489,600	
住友ベークライト	125,300	3,784.00	474,135,200	
積水化学工業	879,700	2,116.00	1,861,445,200	
日本ゼオン	302,700	1,161.50	351,586,050	
アイカ工業	112,300	3,280.00	368,344,000	
UBE	210,200	2,495.50	524,554,100	
積水樹脂	65,900	2,343.00	154,403,700	
タキロンシーアイ	112,700	868.00	97,823,600	
旭有機材	30,300	3,945.00	119,533,500	21,100

ニチバン	22,000	1,820.00	40,040,000	15,300
リケンテクノス	82,900	909.00	75,356,100	50,400
大倉工業	21,700	2,555.00	55,443,500	
積水化成品工業	63,600	401.00	25,503,600	44,400
群栄化学工業	7,200	2,634.00	18,964,800	5,000
タイガースポリマー	6,800	711.00	4,834,800	
ミライアル	5,100	1,233.00	6,288,300	
ダイキアクシス	10,300	685.00	7,055,500	
ダイキョーニシカワ	83,500	679.00	56,696,500	28,300
竹本容器	10,900	830.00	9,047,000	
森六ホールディングス	28,900	2,238.00	64,678,200	
恵和	27,100	1,266.00	34,308,600	
日本化薬	336,000	1,263.50	424,536,000	
カーリット	46,800	1,220.00	57,096,000	27,800
ソルクシーズ	18,700	292.00	5,460,400	
C Lホールディングス	8,900	1,156.00	10,288,400	
プレステージ・インターナショナル	196,600	697.00	137,030,200	75,700
フェイス	6,200	401.00	2,486,200	1,500
プロトコーポレーション	50,900	1,310.00	66,679,000	
ハイマックス	11,800	1,279.00	15,092,200	
アミューズ	18,400	1,516.00	27,894,400	12,600
野村総合研究所	957,800	4,606.00	4,411,626,800	
ドリームインキュベータ	12,000	2,061.00	24,732,000	7,300
クイック	36,800	1,951.00	71,796,800	
T A C	10,400	167.00	1,736,800	
C Eホールディングス	16,700	393.00	6,563,100	
日本システム技術	30,200	1,545.00	46,659,000	21,100
電通グループ	490,100	3,854.00	1,888,845,400	347,400
インテージホールディングス	52,600	1,473.00	77,479,800	10,200
テイクアンドギヴ・ニーズ	13,800	871.00	12,019,800	7,600
東邦システムサイエンス	12,800	1,611.00	20,620,800	7,300
びあ	13,800	2,740.00	37,812,000	9,600
イオンファンタジー	17,600	2,450.00	43,120,000	
ソースネクスト	229,800	193.00	44,351,400	160,400
シーティーエス	59,400	769.00	45,678,600	
NEXYZ. Group	9,400	599.00	5,630,600	
インフォコム	57,700	6,040.00	348,508,000	40,000
メディカルシステムネットワーク	50,200	407.00	20,431,400	33,500
日本精化	30,400	2,183.00	66,363,200	13,300
扶桑化学工業	46,200	3,790.00	175,098,000	32,200
トリケミカル研究所	53,000	3,245.00	171,985,000	37,000
シンプレクス・ホールディングス	66,400	2,279.00	151,325,600	
HEROZ	13,400	1,011.00	13,547,400	9,300
ラクスル	105,400	1,028.00	108,351,200	73,600
メルカリ	213,100	2,100.00	447,510,000	144,000
I P S	13,200	1,761.00	23,245,200	9,200
F I G	36,000	261.00	9,396,000	
システムサポート	14,800	1,710.00	25,308,000	
A D E K A	154,000	2,866.50	441,441,000	
日油	400,000	2,008.50	803,400,000	
ミヨシ油脂	5,500	1,367.00	7,518,500	
新日本理化	27,300	191.00	5,214,300	
ハリマ化成グループ	40,700	857.00	34,879,900	13,500
イーソル	27,100	698.00	18,915,800	
東海ソフト	5,900	1,177.00	6,944,300	
ウイングアーク1 s t	46,200	2,545.00	117,579,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	9,700	854.00	8,283,800	3,900
サーバーワークス	8,000	2,322.00	18,576,000	5,000

東名	3,100	2,943.00	9,123,300	700
ヴィッツ	2,800	796.00	2,228,800	
トビラシシステムズ	9,200	723.00	6,651,600	
Sansan	145,400	2,024.00	294,289,600	104,500
Link-Uグループ	7,300	504.00	3,679,200	
ギフティ	38,600	1,007.00	38,870,200	26,900
花王	1,075,700	6,429.00	6,915,675,300	
第一工業製薬	18,500	2,675.00	49,487,500	4,400
石原ケミカル	13,100	2,394.00	31,361,400	8,400
日華化学	3,900	1,210.00	4,719,000	
ニイタカ	5,500	1,829.00	10,059,500	
三洋化成工業	27,200	3,850.00	104,720,000	
メドレー	49,300	3,510.00	173,043,000	34,400
ベース	15,200	2,527.00	38,410,400	6,600
JMDC	73,500	3,470.00	255,045,000	43,700
武田薬品工業	3,914,800	4,069.00	15,929,321,200	
アステラス製薬	3,880,000	1,630.50	6,326,340,000	
住友ファーマ	333,900	484.00	161,607,600	233,300
塩野義製薬	538,000	6,275.00	3,375,950,000	119,600
わかもと製薬	54,900	242.00	13,285,800	
日本新薬	115,800	3,237.00	374,844,600	
中外製薬	1,384,600	6,122.00	8,476,521,200	343,800
科研製薬	74,500	3,882.00	289,209,000	18,200
エーザイ	538,000	5,570.00	2,996,660,000	
理研ビタミン	40,300	2,502.00	100,830,600	
ロート製薬	428,500	3,188.00	1,366,058,000	13,400
小野薬品工業	904,700	2,124.00	1,921,582,800	350,000
久光製薬	98,500	3,924.00	386,514,000	
有機合成薬品工業	43,900	263.00	11,545,700	
持田製薬	51,400	3,195.00	164,223,000	4,100
参天製薬	780,400	1,807.00	1,410,182,800	
扶桑薬品工業	9,300	2,138.00	19,883,400	6,500
日本ケミファ	4,300	1,535.00	6,600,500	
ツムラ	139,300	3,702.00	515,688,600	
テルモ	2,458,500	2,611.00	6,419,143,500	
H. U. グループホールディングス	129,900	2,536.50	329,491,350	90,700
キッセイ薬品工業	74,400	3,470.00	258,168,000	48,000
生化学工業	72,600	784.00	56,918,400	
栄研化学	76,300	2,130.00	162,519,000	32,700
鳥居薬品	23,600	3,415.00	80,594,000	
JCRファーマ	149,300	535.00	79,875,500	80,100
東和薬品	67,700	2,658.00	179,946,600	
富士製薬工業	35,500	1,213.00	43,061,500	18,100
ゼリア新薬工業	61,200	2,092.00	128,030,400	9,200
ネクセラファーマ	190,900	1,491.00	284,631,900	133,400
第一三共	3,853,400	5,458.00	21,031,857,200	44,500
杏林製薬	95,900	1,597.00	153,152,300	52,600
大幸薬品	78,900	415.00	32,743,500	
ダイト	28,900	2,317.00	66,961,300	17,000
大塚ホールディングス	1,104,000	7,694.00	8,494,176,000	709,500
ペプチドリーム	214,000	2,325.50	497,657,000	147,200
大日本塗料	55,700	1,069.00	59,543,300	7,100
日本ペイントホールディングス	1,954,800	874.50	1,709,472,600	
関西ペイント	381,700	2,470.00	942,799,000	
神東塗料	54,400	133.00	7,235,200	
中国塗料	90,800	1,758.00	159,626,400	11,500
日本特殊塗料	15,200	1,165.00	17,708,000	
藤倉化成	62,000	486.00	30,132,000	
太陽ホールディングス	77,800	3,475.00	270,355,000	52,200

D I C	159,200	2,853.00	454,197,600	
サカタインクス	98,300	1,452.00	142,731,600	42,100
a r t i e n c e	80,300	2,850.00	228,855,000	
アルプス技研	39,500	2,339.00	92,390,500	
サニックス	71,800	264.00	18,955,200	50,100
日本空調サービス	55,200	946.00	52,219,200	41,300
オリエンタルランド	2,399,300	3,918.00	9,400,457,400	
フォーカスシステムズ	34,200	1,081.00	36,970,200	
ダスキン	99,600	3,536.00	352,185,600	
パーク24	338,500	1,460.50	494,379,250	159,700
明光ネットワークジャパン	60,600	688.00	41,692,800	42,300
ファルコホールディングス	17,000	2,258.00	38,386,000	11,900
クレスコ	76,800	1,134.00	87,091,200	
フジ・メディア・ホールディングス	424,900	1,623.50	689,825,150	173,800
秀英予備校	3,900	268.00	1,045,200	
田谷	3,300	352.00	1,161,600	
ラウンドワン	422,500	729.00	308,002,500	
リゾートトラスト	196,200	2,264.00	444,196,800	137,100
オービック	147,800	23,585.00	3,485,863,000	104,800
ジャストシステム	62,900	3,090.00	194,361,000	24,200
TDCソフト	84,200	1,072.00	90,262,400	
L I N Eヤフー	6,298,000	378.40	2,383,163,200	
ビー・エム・エル	56,000	2,737.00	153,272,000	
トレンドマイクロ	232,400	7,742.00	1,799,240,800	164,700
IDホールディングス	21,900	1,229.00	26,915,100	15,300
リソー教育	213,100	223.00	47,521,300	88,400
日本オラクル	84,600	12,230.00	1,034,658,000	33,800
早稲田アカデミー	24,800	1,490.00	36,952,000	17,300
アルファシステムズ	11,100	2,625.00	29,137,500	7,700
フューチャー	94,100	1,627.00	153,100,700	
C A C H o l d i n g s	23,000	1,666.00	38,318,000	
トーセ	6,600	648.00	4,276,800	
ユー・エス・エス	1,017,300	1,271.50	1,293,496,950	
オービックビジネスコンサルタント	61,900	5,868.00	363,229,200	
アイティフォー	60,800	1,322.00	80,377,600	
東京個別指導学院	46,000	392.00	18,032,000	32,100
東計電算	10,600	4,205.00	44,573,000	
サイバーエージェント	1,002,000	881.00	882,762,000	
楽天グループ	3,189,800	779.50	2,486,449,100	1,587,300
エクスネット	8,800	1,458.00	12,830,400	
クリーク・アンド・リバー社	24,400	1,375.00	33,550,000	12,200
S B I グローバルアセットマネジメント	73,400	597.00	43,819,800	51,300
テー・オー・ダブリュー	68,600	320.00	21,952,000	
大塚商会	501,400	3,309.00	1,659,132,600	219,300
サイボウズ	60,800	1,524.00	92,659,200	
山田コンサルティンググループ	21,200	2,170.00	46,004,000	14,800
セントラルスポーツ	12,100	2,405.00	29,100,500	4,600
パラカ	11,900	1,783.00	21,217,700	
電通総研	43,600	5,390.00	235,004,000	
A C C E S S	46,000	1,164.00	53,544,000	38,800
デジタルガレージ	71,000	2,717.00	192,907,000	43,600
イーエムシステムズ	72,600	569.00	41,309,400	
ウェザーニューズ	12,000	5,310.00	63,720,000	
C I J	135,100	392.00	52,959,200	16,200
ビジネスエンジニアリング	6,800	3,960.00	26,928,000	
日本エンタープライズ	57,100	117.00	6,680,700	
WOWOW	25,000	1,052.00	26,300,000	17,500
スカラ	41,000	575.00	23,575,000	37,400
インテリジェント ウェイブ	11,900	917.00	10,912,300	

フルキャストホールディングス	37,100	1,353.00	50,196,300	
エン・ジャパン	73,900	2,403.00	177,581,700	51,700
セルソース	12,900	1,372.00	17,698,800	6,400
あすか製薬ホールディングス	47,200	2,091.00	98,695,200	11,400
サワイグループホールディングス	101,400	6,320.00	640,848,000	16,200
富士フイルムホールディングス	2,461,700	3,409.00	8,391,935,300	
コニカミノルタ	981,900	359.30	352,796,670	686,100
資生堂	923,600	3,350.00	3,094,060,000	57,000
ライオン	562,900	1,379.00	776,239,100	402,100
高砂香料工業	31,900	4,310.00	137,489,000	
マンダム	93,700	1,166.00	109,254,200	33,100
ミルボン	60,400	3,124.00	188,689,600	12,000
ファンケル	193,500	2,793.50	540,542,250	48,400
コーセー	89,900	8,485.00	762,801,500	
コタ	48,000	1,568.00	75,264,000	26,000
シーボン	2,200	1,330.00	2,926,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	225,800	1,399.00	315,894,200	125,200
ノエビアホールディングス	40,100	5,280.00	211,728,000	5,200
アジュバンホールディングス	5,700	830.00	4,731,000	
新日本製薬	21,300	1,646.00	35,059,800	14,700
I-n-e	9,000	1,444.00	12,996,000	
アクシージア	17,900	794.00	14,212,600	11,800
エステー	25,300	1,472.00	37,241,600	
アグロ カネショウ	11,100	1,085.00	12,043,500	
コニシ	129,700	1,077.00	139,686,900	20,100
長谷川香料	83,900	3,030.00	254,217,000	32,200
小林製薬	115,900	5,635.00	653,096,500	47,800
荒川化学工業	53,200	1,090.00	57,988,000	26,600
メック	36,800	3,690.00	135,792,000	
日本高純度化学	7,600	3,190.00	24,244,000	5,300
タカラバイオ	116,800	951.00	111,076,800	
JCU	48,700	3,310.00	161,197,000	
新田ゼラチン	18,100	678.00	12,271,800	
OATアグリオ	11,900	1,659.00	19,742,100	5,800
デクセリアルズ	109,200	5,953.00	650,067,600	
アース製薬	40,800	4,760.00	194,208,000	23,700
北興化学工業	39,600	1,332.00	52,747,200	13,700
大成ラミック	10,100	2,645.00	26,714,500	7,000
クミアイ化学工業	179,800	732.00	131,613,600	62,900
日本農薬	77,900	620.00	48,298,000	54,400
富士興産	6,800	1,489.00	10,125,200	6,000
ニチレキ	59,300	2,304.00	136,627,200	28,200
ユシロ化学工業	15,400	1,638.00	25,225,200	10,700
ビーピー・カストロール	10,400	891.00	9,266,400	
富士石油	126,800	384.00	48,691,200	68,100
MORESCO	8,900	1,239.00	11,027,100	
出光興産	2,296,800	1,010.00	2,319,768,000	
ENEOSホールディングス	7,002,700	685.90	4,803,151,930	
コスモエネルギーホールディングス	131,100	7,353.00	963,978,300	
ANYCOLOR	62,700	2,204.00	138,190,800	
テスホールディングス	100,600	316.00	31,789,600	70,200
インフロニア・ホールディングス	498,600	1,169.00	582,863,400	353,600
横浜ゴム	223,700	3,085.00	690,114,500	
TOYO TIRE	254,200	1,996.00	507,383,200	
ブリヂストン	1,294,800	5,582.00	7,227,573,600	265,100
住友ゴム工業	433,800	1,390.00	602,982,000	
藤倉コンポジット	37,500	1,178.00	44,175,000	
オカモト	20,700	4,705.00	97,393,500	
アキレス	37,300	1,430.00	53,339,000	26,700

フコク	24,400	1,716.00	41,870,400	11,900
ニッタ	45,000	3,520.00	158,400,000	
クリエートメディック	3,600	946.00	3,405,600	
住友理工	68,600	1,294.00	88,768,400	17,200
三ツ星ベルト	51,300	3,955.00	202,891,500	
バンドー化学	68,500	1,633.00	111,860,500	47,900
A G C	430,300	4,578.00	1,969,913,400	273,300
日本板硝子	208,800	365.00	76,212,000	72,000
石塚硝子	3,500	2,347.00	8,214,500	
有沢製作所	72,200	1,418.00	102,379,600	
日本山村硝子	3,700	1,423.00	5,265,100	300
日本電気硝子	166,500	3,382.00	563,103,000	
オハラ	18,500	1,158.00	21,423,000	100
住友大阪セメント	73,400	3,468.00	254,551,200	
太平洋セメント	253,400	3,283.00	831,912,200	
リソルホールディングス	2,500	4,390.00	10,975,000	
日本ヒューム	46,200	1,175.00	54,285,000	39,200
日本コンクリート工業	86,200	342.00	29,480,400	60,200
三谷セキサン	16,600	4,950.00	82,170,000	8,400
アジアパイルホールディングス	64,000	855.00	54,720,000	16,900
東海カーボン	408,500	867.50	354,373,750	101,800
日本カーボン	23,700	4,395.00	104,161,500	
東洋炭素	31,700	5,700.00	180,690,000	22,100
ノリタケ	46,600	3,655.00	170,323,000	
T O T O	291,900	4,345.00	1,268,305,500	206,700
日本碍子	514,500	1,776.50	914,009,250	
日本特殊陶業	370,400	3,909.00	1,447,893,600	
ダントーホールディングス	18,500	463.00	8,565,500	16,400
MARUWA	16,300	36,300.00	591,690,000	2,100
品川リフラクトリーズ	57,600	1,571.00	90,489,600	
黒崎播磨	35,200	2,139.00	75,292,800	9,400
ヨータイ	32,800	1,640.00	53,792,000	
東京窯業	49,300	386.00	19,029,800	
ニッカトー	13,300	527.00	7,009,100	
フジインコーポレーテッド	119,200	2,374.00	282,980,800	9,100
クミネ工業	6,500	1,048.00	6,812,000	
エーアンドエーマテリアル	3,400	1,133.00	3,852,200	
ニチアス	111,800	5,200.00	581,360,000	78,600
日本製鉄	2,092,600	3,169.00	6,631,449,400	1,483,300
神戸製鋼所	915,100	1,629.50	1,491,155,450	
中山製鋼所	99,300	824.00	81,823,200	
合同製鐵	26,600	4,090.00	108,794,000	16,300
J F E ホールディングス	1,265,500	1,842.50	2,331,683,750	
東京製鐵	126,400	1,883.00	238,011,200	88,300
共英製鋼	50,500	1,684.00	85,042,000	19,400
大和工業	85,800	6,856.00	588,244,800	
東京鐵鋼	21,100	4,560.00	96,216,000	5,900
大阪製鐵	17,700	2,700.00	47,790,000	9,400
淀川製鋼所	47,300	5,260.00	248,798,000	36,500
中部鋼板	30,400	2,344.00	71,257,600	13,600
丸一鋼管	138,500	3,214.00	445,139,000	
モリ工業	7,900	5,000.00	39,500,000	5,500
大同特殊鋼	284,400	1,296.00	368,582,400	
日本高周波鋼業	5,100	373.00	1,902,300	3,500
日本冶金工業	33,200	4,115.00	136,618,000	23,100
山陽特殊製鋼	45,300	1,797.00	81,404,100	
愛知製鋼	26,000	3,060.00	79,560,000	8,100
日本金属	7,100	664.00	4,714,400	
ミガロホールディングス	8,400	1,247.00	10,474,800	5,800

大太平洋金属	35,100	1,341.00	47,069,100	
新日本電工	241,200	270.00	65,124,000	
栗本鐵工所	20,200	4,025.00	81,305,000	
虹 技	4,600	1,004.00	4,618,400	
日本鑄鉄管	1,500	1,234.00	1,851,000	
日本製鋼所	122,700	4,122.00	505,769,400	86,100
三菱製鋼	32,600	1,337.00	43,586,200	17,200
日亜鋼業	51,100	302.00	15,432,200	
日本精線	28,000	1,054.00	29,512,000	
エンビプロ・ホールディングス	24,300	405.00	9,841,500	13,300
大紀アルミニウム工業所	62,100	1,122.00	69,676,200	10,500
日本軽金属ホールディングス	133,800	1,509.00	201,904,200	
三井金属鉱業	132,400	4,205.00	556,742,000	
東邦亜鉛	23,700	691.00	16,376,700	
三菱マテリアル	325,300	2,412.00	784,623,600	206,800
住友金属鉱山	527,600	3,642.00	1,921,519,200	
DOWAホールディングス	112,500	4,655.00	523,687,500	
古河機械金属	60,000	1,501.00	90,060,000	34,000
エス・サイエンス	319,800	22.00	7,035,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	80,100	2,314.00	185,351,400	46,100
東邦チタニウム	90,800	1,178.00	106,962,400	63,400
UACJ	62,700	4,390.00	275,253,000	
CKサンエツ	8,700	3,070.00	26,709,000	3,700
古河電気工業	151,600	3,245.00	491,942,000	
住友電気工業	1,702,200	2,131.00	3,627,388,200	
フジクラ	536,700	3,038.00	1,630,494,600	
SWCC	52,200	4,090.00	213,498,000	32,000
タツタ電線	88,300	778.00	68,697,400	25,000
カナレ電気	4,500	1,420.00	6,390,000	
平河ヒューテック	23,200	1,297.00	30,090,400	
いよぎんホールディングス	516,900	1,279.50	661,373,550	
しずおかフィナンシャルグループ	956,800	1,245.00	1,191,216,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	365,700	1,442.50	527,522,250	
楽天銀行	201,400	2,898.00	583,657,200	143,100
京都フィナンシャルグループ	546,700	2,314.00	1,265,063,800	
リョービ	48,500	1,822.00	88,367,000	
アーレスティ	11,000	645.00	7,095,000	2,400
AREホールディングス	171,100	1,711.00	292,752,100	
東洋製罐グループホールディングス	261,000	2,261.50	590,251,500	
ホッカンホールディングス	17,300	1,658.00	28,683,400	12,100
コロナ	15,500	910.00	14,105,000	
横河ブリッジホールディングス	71,200	2,508.00	178,569,600	
駒井ハルテック	5,000	1,631.00	8,155,000	
高田機工	1,200	3,225.00	3,870,000	600
三和ホールディングス	453,200	2,823.50	1,279,610,200	
文化シャッター	114,500	1,602.00	183,429,000	
三協立山	56,700	689.00	39,066,300	33,600
アルインコ	36,200	976.00	35,331,200	28,800
東洋シャッター	3,300	783.00	2,583,900	
LIXIL	710,600	1,665.00	1,183,149,000	
日本ファイルコン	6,700	502.00	3,363,400	
ノーリツ	64,100	1,745.00	111,854,500	
長府製作所	52,800	1,981.00	104,596,800	36,800
リンナイ	217,700	3,041.00	662,025,700	
ユニプレス	72,100	1,104.00	79,598,400	20,700
ダイニチ工業	14,500	625.00	9,062,500	
日東精工	62,900	531.00	33,399,900	
三洋工業	2,400	2,944.00	7,065,600	
岡部	73,300	714.00	52,336,200	51,200

ジーテクト	51,000	1,660.00	84,660,000	
東プレ	82,300	1,714.00	141,062,200	6,500
高周波熱錬	68,600	982.00	67,365,200	
東京製綱	24,800	1,119.00	27,751,200	9,900
サンコール	44,900	434.00	19,486,600	8,300
モリテックスチール	27,700	190.00	5,263,000	
パイオラックス	56,000	2,176.00	121,856,000	9,900
エイチワン	48,900	926.00	45,281,400	40,400
日本発条	402,500	1,576.00	634,340,000	
中央発條	35,000	1,133.00	39,655,000	24,500
アドパネクス	5,000	887.00	4,435,000	
三浦工業	186,000	3,301.00	613,986,000	
タクマ	151,300	1,574.00	238,146,200	
テクノプロ・ホールディングス	263,200	2,768.50	728,669,200	
アトラグループ	43,200	132.00	5,702,400	
アイ・アールジャパンホールディングス	21,700	864.00	18,748,800	14,100
KeepEr 技研	27,700	3,330.00	92,241,000	19,300
ファーストロジック	10,600	570.00	6,042,000	
三機サービス	4,900	980.00	4,802,000	1,300
Gunosy	39,200	741.00	29,047,200	
デザインワン・ジャパン	6,300	113.00	711,900	
イー・ガーディアン	15,400	1,766.00	27,196,400	
リブセンス	21,900	178.00	3,898,200	
ジャパンマテリアル	141,200	1,699.00	239,898,800	
ベクトル	55,100	872.00	48,047,200	26,500
ウチヤマホールディングス	8,700	308.00	2,679,600	
チャーム・ケア・コーポレーション	36,700	1,219.00	44,737,300	20,400
キャリアリンク	15,700	2,247.00	35,277,900	7,900
I B J	24,300	569.00	13,826,700	
アサンテ	16,500	1,663.00	27,439,500	10,600
バリューHR	39,600	1,508.00	59,716,800	27,600
M&Aキャピタルパートナーズ	36,700	1,839.00	67,491,300	200
ライドオンエクスプレスホールディングス	14,000	999.00	13,986,000	
ERIホールディングス	4,100	1,799.00	7,375,900	
アビスト	3,700	3,255.00	12,043,500	
シグマクシス・ホールディングス	60,800	1,394.00	84,755,200	
ウィルグループ	43,100	941.00	40,557,100	30,100
エスクロー・エージェント・ジャパン	60,000	136.00	8,160,000	
メドピア	40,900	514.00	21,022,600	28,500
レアジョブ	7,400	389.00	2,878,600	
リクルートホールディングス	3,265,200	8,302.00	27,107,690,400	
エラン	61,200	780.00	47,736,000	27,000
ツガミ	95,100	1,368.00	130,096,800	
オークマ	38,000	5,925.00	225,150,000	21,100
芝浦機械	41,900	3,505.00	146,859,500	
アマダ	675,100	1,432.50	967,080,750	
アイダエンジニアリング	101,900	745.00	75,915,500	41,700
F U J I	209,700	2,266.00	475,180,200	150,900
牧野フライス製作所	49,400	5,290.00	261,326,000	
オーエスジー	196,200	1,976.50	387,789,300	137,100
ダイジェット工業	1,500	746.00	1,119,000	
旭ダイヤモンド工業	90,900	800.00	72,720,000	
DMG森精機	280,900	3,207.00	900,846,300	195,000
ソディック	115,900	713.00	82,636,700	44,600
ディスコ	214,500	41,330.00	8,865,285,000	88,200
日東工器	16,000	2,270.00	36,320,000	9,100
日進工具	45,800	780.00	35,724,000	25,000
パンチ工業	37,800	416.00	15,724,800	
富士ダイス	15,700	779.00	12,230,300	



土木管理総合試験所	7,100	298.00	2,115,800	
日本郵政	4,739,200	1,360.50	6,447,681,600	
ベルシステム24ホールディングス	48,300	1,379.00	66,605,700	29,300
鎌倉新書	37,600	401.00	15,077,600	26,200
SMN	6,500	280.00	1,820,000	
一蔵	2,300	537.00	1,235,100	300
グローバルキッズCOMPANY	4,800	700.00	3,360,000	
エアトリ	34,100	1,179.00	40,203,900	23,800
アトラエ	22,200	804.00	17,848,800	1,000
ストライク	23,500	3,535.00	83,072,500	
ソラスト	125,000	508.00	63,500,000	10,600
セラク	14,800	1,157.00	17,123,600	
インソース	101,400	849.00	86,088,600	
豊田自動織機	376,200	10,690.00	4,021,578,000	14,900
豊和工業	5,400	799.00	4,314,600	
石川製作所	2,500	1,521.00	3,802,500	
リケンNPR	47,900	2,345.00	112,325,500	33,600
東洋機械金属	16,200	656.00	10,627,200	
津田駒工業	22,500	354.00	7,965,000	
エンシュウ	3,500	631.00	2,208,500	
島精機製作所	66,400	1,405.00	93,292,000	5,300
オプトラン	74,000	1,697.00	125,578,000	51,700
NCホールディングス	6,500	2,196.00	14,274,000	5,000
イワキ	29,700	2,597.00	77,130,900	20,600
フリュー	47,900	1,027.00	49,193,300	33,400
ヤマシンフィルタ	114,600	403.00	46,183,800	80,000
日阪製作所	48,400	1,016.00	49,174,400	
やまびこ	74,400	1,767.00	131,464,800	
野村マイクロ・サイエンス	61,200	2,980.00	182,376,000	35,600
平田機工	21,900	4,545.00	99,535,500	11,500
PEGASUS	55,300	504.00	27,871,200	1,400
マルマエ	18,800	1,556.00	29,252,800	12,200
タツモ	28,300	2,780.00	78,674,000	19,800
ナブテスコ	279,500	2,321.50	648,859,250	78,500
三井海洋開発	54,800	2,798.00	153,330,400	
レオン自動機	49,700	1,341.00	66,647,700	
SMC	133,300	64,750.00	8,631,175,000	
ホソカワミクロン	30,400	3,530.00	107,312,000	
ユニオンツール	19,600	5,350.00	104,860,000	12,400
瑞光	34,000	1,063.00	36,142,000	15,800
オイレス工業	63,200	2,087.00	131,898,400	44,100
日精エー・エス・ビー機械	15,800	4,465.00	70,547,000	7,900
サトーホールディングス	63,500	1,946.00	123,571,000	
技研製作所	42,800	1,639.00	70,149,200	
日本エアータック	20,500	1,088.00	22,304,000	100
カワタ	7,500	846.00	6,345,000	
日精樹脂工業	42,600	900.00	38,340,000	31,800
オカダアイヨン	3,300	1,955.00	6,451,500	
ワイエイシイホールディングス	19,800	1,806.00	35,758,800	13,800
小松製作所	2,087,900	3,867.00	8,073,909,300	
住友重機械工業	263,500	3,126.00	823,701,000	109,200
日立建機	177,400	3,294.00	584,355,600	125,300
日工	62,400	713.00	44,491,200	
巴工業	18,400	3,865.00	71,116,000	12,800
井関農機	45,200	949.00	42,894,800	35,000
TOWA	49,800	6,170.00	307,266,000	21,000
丸山製作所	3,700	2,150.00	7,955,000	
北川鉄工所	11,100	1,313.00	14,574,300	
シンニッタン	52,100	211.00	10,993,100	

ローツェ	23,600	18,670.00	440,612,000	
タカキタ	5,300	431.00	2,284,300	
クボタ	2,328,700	1,951.50	4,544,458,050	699,600
荏原実業	19,400	3,535.00	68,579,000	
東洋エンジニアリング	62,000	659.00	40,858,000	
三菱化工機	16,100	3,330.00	53,613,000	
月島ホールディングス	66,600	1,253.00	83,449,800	
帝国電機製作所	30,500	2,500.00	76,250,000	24,700
東京機械製作所	11,400	342.00	3,898,800	
新東工業	96,100	993.00	95,427,300	17,300
澁谷工業	44,600	3,390.00	151,194,000	
アイチコーポレーション	66,200	1,052.00	69,642,400	18,600
小森コーポレーション	105,100	1,052.00	110,565,200	
鶴見製作所	34,300	3,450.00	118,335,000	15,500
日本ギア工業	11,800	431.00	5,085,800	
酒井重工業	8,200	4,975.00	40,795,000	
荏原製作所	914,300	1,750.00	1,600,025,000	
石井鐵工所	2,500	3,455.00	8,637,500	
西島製作所	38,400	2,688.00	103,219,200	
北越工業	44,700	1,812.00	80,996,400	31,200
ダイキン工業	531,800	16,930.00	9,003,374,000	
オルガノ	53,500	6,400.00	342,400,000	
トーヨーカネツ	13,800	3,340.00	46,092,000	
栗田工業	249,100	5,634.00	1,403,429,400	
椿本チエイン	61,200	5,780.00	353,736,000	12,900
大同工業	10,500	762.00	8,001,000	
日機装	102,600	979.00	100,445,400	
木村化工機	36,500	596.00	21,754,000	15,600
レイズネクスト	62,500	1,618.00	101,125,000	
アネスト岩田	71,500	1,301.00	93,021,500	
ダイフク	751,700	2,576.00	1,936,379,200	
サムコ	10,900	3,400.00	37,060,000	6,800
加藤製作所	5,000	1,029.00	5,145,000	
油研工業	2,300	2,148.00	4,940,400	
タダノ	259,900	939.90	244,280,010	
フジテック	104,000	4,336.00	450,944,000	34,300
CKD	122,700	2,666.00	327,118,200	85,800
平和	129,300	2,001.00	258,729,300	
理想科学工業	37,400	2,988.00	111,751,200	15,500
SANKYO	428,800	1,737.00	744,825,600	
日本金銭機械	50,200	856.00	42,971,200	22,300
マースグループホールディングス	23,400	3,450.00	80,730,000	14,500
フクシマガリレイ	30,200	5,000.00	151,000,000	
オーイズミ	14,500	312.00	4,524,000	6,600
ダイコク電機	22,600	3,295.00	74,467,000	1,800
竹内製作所	80,900	3,995.00	323,195,500	57,300
アマノ	126,400	3,773.00	476,907,200	49,100
JUKI	63,900	385.00	24,601,500	
サンデン	60,400	173.00	10,449,200	8,800
ジャノメ	49,800	710.00	35,358,000	34,700
ブラザー工業	595,100	2,639.50	1,570,766,450	370,400
マックス	63,000	3,390.00	213,570,000	13,600
モリタホールディングス	72,800	1,683.00	122,522,400	
グローリー	107,300	2,352.50	252,423,250	
新晃工業	42,600	3,920.00	166,992,000	29,600
大和冷機工業	64,800	1,393.00	90,266,400	45,300
セガサミーホールディングス	397,800	2,289.50	910,763,100	280,500
TPR	57,300	2,167.00	124,169,100	26,400
ツバキ・ナカシマ	90,500	653.00	59,096,500	63,200

ホシザキ	286,800	4,277.00	1,226,643,600	203,200
大豊工業	48,000	588.00	28,224,000	33,500
日本精工	824,600	714.20	588,929,320	
NTN	951,500	253.00	240,729,500	
ジェイテクト	389,700	914.80	356,497,560	
不二越	31,800	2,936.00	93,364,800	22,100
ミネベアミツミ	774,800	2,716.00	2,104,356,800	286,300
日本トムソン	116,800	474.00	55,363,200	72,200
THK	257,000	2,437.50	626,437,500	
ユーシン精機	48,100	647.00	31,120,700	34,300
前澤給装工業	27,300	1,270.00	34,671,000	15,300
イーグル工業	51,000	1,840.00	93,840,000	
前澤工業	6,200	1,291.00	8,004,200	
PILLAR	41,700	4,205.00	175,348,500	27,000
キッツ	149,600	995.00	148,852,000	
日立製作所	10,704,000	3,253.00	34,820,112,000	
三菱電機	4,879,300	2,058.00	10,041,599,400	
富士電機	270,900	7,297.00	1,976,757,300	123,200
東洋電機製造	10,400	1,076.00	11,190,400	
安川電機	483,800	4,445.00	2,150,491,000	8,300
シンフォニア テクノロジー	49,200	3,580.00	176,136,000	
明電舎	83,100	3,140.00	260,934,000	19,600
オリジン	7,300	1,199.00	8,752,700	
山洋電気	19,300	7,050.00	136,065,000	8,200
デンヨー	35,100	2,620.00	91,962,000	8,700
PHCホールディングス	83,700	1,154.00	96,589,800	58,500
KOKUSAI ELECTRIC	232,500	3,290.00	764,925,000	
ソシオネクスト	324,900	2,590.00	841,491,000	29,400
ペイカレント・コンサルティング	333,200	4,212.00	1,403,438,400	
Orchestra Holdings	8,800	972.00	8,553,600	
アイモバイル	62,300	409.00	25,480,700	
キャリアインデックス	9,300	167.00	1,553,100	2,300
MS-Japan	11,900	957.00	11,388,300	
船場	1,700	1,166.00	1,982,200	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	146,000	2,583.00	377,118,000	19,300
フルテック	2,100	1,088.00	2,284,800	
グリーンズ	3,700	1,483.00	5,487,100	
ツナググループ・ホールディングス	11,700	583.00	6,821,100	
GAMEWITH	7,900	186.00	1,469,400	3,900
MS&Consulting	2,300	521.00	1,198,300	
エル・ティー・エス	4,900	1,712.00	8,388,800	
ミダックホールディングス	25,700	1,400.00	35,980,000	5,000
キュービーネットホールディングス	19,700	1,341.00	26,417,700	
オープングループ	63,500	187.00	11,874,500	
三櫻工業	62,300	780.00	48,594,000	
マキタ	508,000	4,158.00	2,112,264,000	
東芝テック	57,000	2,989.00	170,373,000	
芝浦メカトロニクス	25,300	7,330.00	185,449,000	
マブチモーター	198,300	2,089.50	414,347,850	
ニデック	983,400	5,821.00	5,724,371,400	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	34,200	363.00	12,414,600	
トレックス・セミコンダクター	19,300	1,421.00	27,425,300	
東光高岳	25,000	1,738.00	43,450,000	11,500
ダブル・スコープ	129,600	409.00	53,006,400	90,500
宮越ホールディングス	19,100	2,230.00	42,593,000	13,300
ダイヘン	42,200	6,170.00	260,374,000	
ヤーマン	75,400	816.00	61,526,400	52,700
JVCケンウッド	349,600	1,072.00	374,771,200	

ミマキエンジニアリング	44,000	1,438.00	63,272,000	30,700
I-P-E-X	24,700	1,588.00	39,223,600	
大崎電気工業	84,500	610.00	51,545,000	41,300
オムロン	340,100	5,304.00	1,803,890,400	
日東工業	61,100	3,035.00	185,438,500	42,700
I D E C	64,100	2,506.00	160,634,600	30,400
正興電機製作所	3,300	1,142.00	3,768,600	
不二電機工業	3,600	1,029.00	3,704,400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	173,800	2,358.00	409,820,400	
サクサ	6,500	2,289.00	14,878,500	
メルコホールディングス	14,600	2,891.00	42,208,600	
テクノメディカ	7,500	1,695.00	12,712,500	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	13,900	531.00	7,380,900	7,900
日本電気	585,000	11,925.00	6,976,125,000	
富士通	4,098,900	2,418.00	9,911,140,200	
沖電気工業	203,000	906.00	183,918,000	
岩崎通信機	8,700	1,330.00	11,571,000	6,000
電気興業	25,500	1,972.00	50,286,000	
サンケン電気	41,400	6,319.00	261,606,600	28,900
ナカヨ	6,000	1,129.00	6,774,000	
アイホン	26,000	2,736.00	71,136,000	
ルネサスエレクトロニクス	3,393,600	2,187.50	7,423,500,000	2,387,000
セイコーエプソン	571,500	2,468.00	1,410,462,000	
ワコム	313,000	582.00	182,166,000	
アルバック	97,800	7,543.00	737,705,400	
アクセル	21,200	1,121.00	23,765,200	11,100
E I Z O	33,200	4,350.00	144,420,000	
ジャパンディスプレイ	1,707,000	17.00	29,019,000	1,078,700
日本信号	109,700	916.00	100,485,200	
京三製作所	105,000	534.00	56,070,000	88,600
能美防災	60,700	2,082.00	126,377,400	
ホーチキ	41,000	2,121.00	86,961,000	22,000
星和電機	10,500	515.00	5,407,500	
エレコム	105,600	1,337.00	141,187,200	
パナソニック ホールディングス	5,262,400	1,058.50	5,570,250,400	
シャープ	750,900	867.10	651,105,390	532,600
アンリツ	319,700	1,037.00	331,528,900	
富士通ゼネラル	126,700	1,611.00	204,113,700	
ソニーグループ	3,088,500	12,325.00	38,065,762,500	
T D K	705,300	8,851.00	6,242,610,300	
帝国通信工業	15,500	2,178.00	33,759,000	8,600
タムラ製作所	175,400	578.00	101,381,200	
アルプスアルパイン	401,400	1,428.50	573,399,900	249,909
池上通信機	5,500	667.00	3,668,500	
日本電波工業	55,700	1,065.00	59,320,500	
鈴木	19,900	1,543.00	30,705,700	
メイコー	43,500	4,935.00	214,672,500	
日本トリム	9,700	3,185.00	30,894,500	6,700
フォスター電機	30,400	1,344.00	40,857,600	
SMK	9,000	2,215.00	19,935,000	6,300
ヨコオ	36,200	1,504.00	54,444,800	
ティアック	58,800	86.00	5,056,800	
ホンデン	100,100	1,852.00	185,385,200	
ヒロセ電機	64,800	17,070.00	1,106,136,000	
日本航空電子工業	106,600	2,214.00	236,012,400	
T O A	59,300	896.00	53,132,800	26,000
マクセル	102,500	1,494.00	153,135,000	1,252
古野電気	61,700	1,650.00	101,805,000	18,000

スミダコーポレーション	60,900	859.00	52,313,100	42,500
アイコム	14,800	2,700.00	39,960,000	
リオン	14,900	2,109.00	31,424,100	10,400
横河電機	487,300	3,270.00	1,593,471,000	
新電元工業	15,700	2,403.00	37,727,100	10,600
アズビル	303,400	4,182.00	1,268,818,800	
東亜ディーケーケー	12,900	822.00	10,603,800	
日本光電工業	378,300	1,776.00	671,860,800	103,800
チノー	14,400	2,214.00	31,881,600	2,000
共和電業	47,300	386.00	18,257,800	
日本電子材料	25,900	2,685.00	69,541,500	18,100
堀場製作所	83,600	9,383.00	784,418,800	
アドバンテスト	1,263,600	5,792.00	7,318,771,200	
小野測器	7,000	538.00	3,766,000	
エスベック	34,200	2,324.00	79,480,800	
キーエンス	441,200	59,810.00	26,388,172,000	
日置電機	21,300	7,080.00	150,804,000	10,400
シスメックス	1,141,800	2,624.00	2,996,083,200	254,000
日本マイクロニクス	73,700	5,080.00	374,396,000	48,300
メガチップス	33,700	4,020.00	135,474,000	21,400
OBARA GROUP	21,600	3,940.00	85,104,000	
IMAGICA GROUP	40,100	449.00	18,004,900	28,000
澤藤電機	2,300	1,020.00	2,346,000	1,000
デンソー	3,638,600	2,109.00	7,673,807,400	
原田工業	15,000	516.00	7,740,000	5,400
コーセル	46,400	1,117.00	51,828,800	15,600
イリソ電子工業	41,100	2,332.00	95,845,200	
オブテックスグループ	78,100	1,491.00	116,447,100	
千代田インテグレ	13,300	3,095.00	41,163,500	9,200
レーザーテック	202,200	26,920.00	5,443,224,000	143,500
スタンレー電気	282,400	2,648.00	747,795,200	
ウシオ電機	193,000	2,031.00	391,983,000	
岡谷電機産業	52,900	234.00	12,378,600	
ヘリオス テクノ ホールディング	9,800	840.00	8,232,000	1,100
エノモト	8,000	1,332.00	10,656,000	
日本セラミック	36,500	2,370.00	86,505,000	
遠藤照明	4,400	1,160.00	5,104,000	
古河電池	32,500	1,387.00	45,077,500	10,000
山一電機	36,000	2,710.00	97,560,000	
図研	37,400	3,225.00	120,615,000	
日本電子	111,700	5,257.00	587,206,900	33,900
カシオ計算機	317,600	1,133.00	359,840,800	
ファナック	2,134,200	3,887.00	8,295,635,400	
日本シイエムケイ	88,800	423.00	37,562,400	
エンプラス	13,400	7,950.00	106,530,000	8,800
大真空	56,300	577.00	32,485,100	11,000
ローム	799,100	1,580.00	1,262,578,000	575,600
浜松ホトニクス	353,900	3,912.00	1,384,456,800	250,000
三井ハイテック	193,700	982.70	190,348,990	53,500
新光電気工業	156,100	5,671.00	885,243,100	
京セラ	2,740,300	1,598.00	4,378,999,400	576,500
協栄産業	2,600	2,208.00	5,740,800	
太陽誘電	216,800	3,385.00	733,868,000	29,200
村田製作所	3,939,600	2,763.00	10,885,114,800	
双葉電子工業	73,400	494.00	36,259,600	37,600
日東電工	284,100	10,680.00	3,034,188,000	
北陸電気工業	10,800	1,293.00	13,964,400	
東海理化電機製作所	122,500	1,850.00	226,625,000	85,600
ニチコン	113,200	933.00	105,615,600	32,700

日本ケミコン	41,400	1,127.00	46,657,800	28,900
KOA	65,600	1,145.00	75,112,000	45,800
三井E&S	219,000	1,128.00	247,032,000	153,000
日立造船	389,300	886.00	344,919,800	
三菱重工業	7,789,600	1,730.00	13,476,008,000	3,521,300
川崎重工業	360,000	4,187.00	1,507,320,000	
IHI	331,600	4,960.00	1,644,736,000	47,800
名村造船所	124,000	1,721.00	213,404,000	86,600
サノヤスホールディングス	60,600	165.00	9,999,000	16,600
スプリックス	10,500	768.00	8,064,000	5,800
マネジメントソリューションズ	19,100	1,165.00	22,251,500	9,200
プロレド・パートナーズ	7,900	469.00	3,705,100	5,100
and factory	6,100	310.00	1,891,000	4,100
テノ.ホールディングス	5,600	381.00	2,133,600	2,800
フロンティア・マネジメント	13,600	954.00	12,974,400	9,500
ピアラ	5,900	227.00	1,339,300	
コプロ・ホールディングス	3,300	1,428.00	4,712,400	
ギークス	4,800	387.00	1,857,600	
アンビスホールディングス	94,600	2,446.00	231,391,600	66,200
カーブスホールディングス	122,300	737.00	90,135,100	
フォーラムエンジニアリング	61,900	945.00	58,495,500	26,500
FAST FITNESS JAPAN	14,200	1,257.00	17,849,400	9,900
日本車輛製造	12,100	2,008.00	24,296,800	
三菱ロジスネクスト	69,600	1,190.00	82,824,000	
近畿車輛	4,800	1,401.00	6,724,800	
一家ホールディングス	12,400	666.00	8,258,400	
フルサト・マルカホールディングス	36,300	2,083.00	75,612,900	
ヤマエグループホールディングス	40,300	1,544.00	62,223,200	
ジャパントラフトホールディングス	13,900	137.00	1,904,300	9,700
FPG	154,900	2,001.00	309,954,900	
島根銀行	11,100	501.00	5,561,100	
じもとホールディングス	29,500	290.00	8,555,000	26,500
全国保証	113,600	5,618.00	638,204,800	13,200
めぶきフィナンシャルグループ	2,012,800	520.90	1,048,467,520	
ジャパンインベストメントアドバイザー	72,700	1,035.00	75,244,500	26,800
東京きらぼしフィナンシャルグループ	55,800	4,055.00	226,269,000	27,100
九州フィナンシャルグループ	840,600	712.40	598,843,440	400,700
かんぽ生命保険	442,400	2,735.00	1,209,964,000	
ゆうちょ銀行	4,773,100	1,392.50	6,646,541,750	2,491,800
あんしん保証	15,000	173.00	2,595,000	
富山第一銀行	141,900	1,108.00	157,225,200	1,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,310,800	763.50	1,764,295,800	
ジェイリース	22,200	1,164.00	25,840,800	
西日本フィナンシャルホールディングス	243,100	1,639.00	398,440,900	
イントラスト	13,400	647.00	8,669,800	
日本モーゲージサービス	17,000	374.00	6,358,000	1,600
CASA	5,900	820.00	4,838,000	3,700
SBIアルヒ	41,700	802.00	33,443,400	14,100
プレミアグループ	69,200	1,778.00	123,037,600	
日産自動車	5,802,900	410.20	2,380,349,580	4,071,400
いすゞ自動車	1,238,400	2,021.50	2,503,425,600	
トヨタ自動車	23,427,300	2,447.50	57,338,316,750	
日野自動車	646,900	446.50	288,840,850	452,000
三菱自動車工業	1,720,500	386.00	664,113,000	522,700
エフテック	16,600	512.00	8,499,200	200
レシップホールディングス	7,100	605.00	4,295,500	
GMB	7,700	1,149.00	8,847,300	3,900
ファルテック	2,200	461.00	1,014,200	
武蔵精密工業	107,800	1,849.00	199,322,200	61,500

日産車体	44,300	950.00	42,085,000	30,900
新明和工業	127,000	1,271.00	161,417,000	
極東開発工業	74,800	2,483.00	185,728,400	
トビー工業	35,700	1,900.00	67,830,000	22,700
ティラド	9,900	3,280.00	32,472,000	
曙ブレーキ工業	269,400	123.00	33,136,200	165,000
タチエス	82,500	1,789.00	147,592,500	
NOK	172,400	2,057.50	354,713,000	
フタバ産業	116,900	671.00	78,439,900	
カヤバ	42,500	4,455.00	189,337,500	4,300
市光工業	65,100	415.00	27,016,500	30,600
大同メタル工業	72,500	502.00	36,395,000	50,600
プレス工業	173,900	568.00	98,775,200	121,500
ミクニ	51,700	337.00	17,422,900	
太平洋工業	101,900	1,303.00	132,775,700	31,100
河西工業	59,800	167.00	9,986,600	
アイシン	340,200	4,720.00	1,605,744,000	
マツダ	1,458,800	1,114.50	1,625,832,600	818,400
今仙電機製作所	20,000	548.00	10,960,000	
本田技研工業	10,449,600	1,420.00	14,838,432,000	
スズキ	3,240,100	1,626.00	5,268,402,600	350,000
SUBARU	1,367,700	2,429.50	3,322,827,150	
安永	15,800	510.00	8,058,000	11,000
ヤマハ発動機	1,906,100	1,170.00	2,230,137,000	
小糸製作所	456,900	2,003.00	915,170,700	20,000
TBK	48,600	286.00	13,899,600	5,300
エクセディ	70,000	2,948.00	206,360,000	48,900
ミツバ	78,200	963.00	75,306,600	
豊田合成	128,800	2,267.00	291,989,600	
愛三工業	65,700	1,320.00	86,724,000	
盟和産業	1,600	983.00	1,572,800	
日本プラスト	20,700	360.00	7,452,000	
ヨロズ	47,100	1,047.00	49,313,700	
エフ・シー・シー	80,200	2,124.00	170,344,800	
新家工業	3,800	4,850.00	18,430,000	5,400
シマノ	192,600	27,080.00	5,215,608,000	137,600
テイ・エス テック	155,700	1,801.50	280,493,550	5,000
三十三フィナンシャルグループ	40,200	1,792.00	72,038,400	5,300
第四北越フィナンシャルグループ	69,400	5,010.00	347,694,000	
ひろぎんホールディングス	618,200	1,054.00	651,582,800	
マーキュリアホールディングス	14,600	712.00	10,395,200	
おきなわフィナンシャルグループ	33,700	2,349.00	79,161,300	
ダイレクトマーケティングミックス	49,400	173.00	8,546,200	
ポピンズ	5,900	1,229.00	7,251,100	
LITALICO	35,300	1,060.00	37,418,000	24,600
コンフィデンス・インターワークス	800	1,597.00	1,277,600	
十六フィナンシャルグループ	56,600	4,160.00	235,456,000	8,500
北國フィナンシャルホールディングス	42,500	4,960.00	210,800,000	16,700
ネットプロテクションズホールディングス	149,600	176.00	26,329,600	
プロクレアホールディングス	49,600	1,766.00	87,593,600	14,500
FPパートナー	9,100	2,663.00	24,233,300	6,300
あいちフィナンシャルグループ	91,000	2,385.00	217,035,000	30,100
ジャムコ	18,800	1,355.00	25,474,000	13,100
小野建	46,100	1,429.00	65,876,900	32,200
はるやまホールディングス	11,200	562.00	6,294,400	
南陽	9,600	1,002.00	9,619,200	
ノジマ	129,500	1,565.00	202,667,500	
佐鳥電機	30,200	1,832.00	55,326,400	10,800
カッパ・クリエイト	70,700	1,716.00	121,321,200	17,100

エコートレーディング	7,300	866.00	6,321,800	100
伯東	26,500	4,835.00	128,127,500	17,600
コンドーテック	49,500	1,236.00	61,182,000	35,300
中山福	51,200	357.00	18,278,400	
ライトオン	20,700	384.00	7,948,800	13,500
ナガイレーベン	61,100	2,491.00	152,200,100	8,800
三菱食品	42,500	4,655.00	197,837,500	
良品計画	555,700	2,575.00	1,430,927,500	
パリミキホールディングス	23,500	360.00	8,460,000	7,750
松田産業	37,000	2,652.00	98,124,000	1,800
第一興商	179,000	1,560.50	279,329,500	34,600
メディバルホールディングス	474,500	2,458.00	1,166,321,000	
アドヴァングループ	44,500	865.00	38,492,500	
S P K	15,200	2,154.00	32,740,800	
萩原電気ホールディングス	20,900	3,230.00	67,507,000	14,600
アルビス	13,600	2,672.00	36,339,200	9,500
アズワン	145,800	2,968.00	432,734,400	96,600
スズデン	14,000	1,816.00	25,424,000	7,100
尾家産業	8,100	1,757.00	14,231,700	
シモジマ	34,300	1,191.00	40,851,300	14,200
ドウシシャ	42,400	2,081.00	88,234,400	
小津産業	5,900	1,582.00	9,333,800	4,200
コナカ	22,900	239.00	5,473,100	16,000
高速	20,500	2,212.00	45,346,000	14,300
ハウス オブ ローゼ	1,400	1,544.00	2,161,600	
G-7ホールディングス	54,500	1,478.00	80,551,000	
たけびし	11,600	2,289.00	26,552,400	3,500
イオン北海道	138,100	892.00	123,185,200	32,900
コジマ	91,000	1,064.00	96,824,000	
ヒマラヤ	6,000	900.00	5,400,000	2,300
コーナン商事	56,600	3,545.00	200,647,000	
ネットワンシステムズ	172,200	3,107.00	535,025,400	
エコス	14,300	2,003.00	28,642,900	9,800
ワタミ	55,700	870.00	48,459,000	41,700
マルシェ	8,000	207.00	1,656,000	
リックス	6,700	2,691.00	18,029,700	2,500
システムソフト	144,700	61.00	8,826,700	83,600
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	942,600	3,588.00	3,382,048,800	
丸文	43,800	1,040.00	45,552,000	
西松屋チェーン	91,400	2,184.00	199,617,600	3,900
ゼンショーホールディングス	237,600	5,699.00	1,354,082,400	
ハビネット	38,700	3,710.00	143,577,000	13,300
幸楽苑ホールディングス	22,100	1,248.00	27,580,800	
ハークスレイ	12,000	740.00	8,880,000	
橋本総業ホールディングス	10,300	1,149.00	11,834,700	
日本ライフライン	124,900	1,069.00	133,518,100	
サイゼリヤ	70,200	4,970.00	348,894,000	49,000
タカショー	43,000	469.00	20,167,000	19,252
V Tホールディングス	180,900	472.00	85,384,800	
アルゴグラフィックス	39,600	4,675.00	185,130,000	9,500
魚力	17,100	2,377.00	40,646,700	
I D O M	124,500	1,046.00	130,227,000	
日本エム・ディ・エム	23,000	752.00	17,296,000	
ポプラ	7,600	196.00	1,489,600	5,300
フジ・コーポレーション	20,300	2,018.00	40,965,400	9,200
ユナイテッドアローズ	51,900	2,049.00	106,343,100	10,100
進和	26,200	2,385.00	62,487,000	
エスケイジャパン	10,400	681.00	7,082,400	



ダイトロン	16,300	2,554.00	41,630,200	8,100
ハイデイ日高	66,500	2,704.00	179,816,000	8,800
シークス	64,600	1,088.00	70,284,800	
京都きもの友禅ホールディングス	12,400	111.00	1,376,400	600
コロワイド	198,300	2,029.50	402,449,850	93,200
田中商事	3,500	636.00	2,226,000	
オーハシテクニカ	26,000	1,673.00	43,498,000	3,800
壺番屋	183,000	1,035.00	189,405,000	62,600
白銅	12,900	2,317.00	29,889,300	4,500
トップカルチャー	5,800	139.00	806,200	
PLANT	2,500	1,459.00	3,647,500	1,700
スギホールディングス	282,000	2,537.00	715,434,000	
ダイコー通産	2,000	1,087.00	2,174,000	
薬王堂ホールディングス	23,100	2,453.00	56,664,300	9,600
島津製作所	586,000	4,442.00	2,603,012,000	415,900
JMS	50,900	476.00	24,228,400	29,100
クボテック	6,800	200.00	1,360,000	2,500
長野計器	34,600	2,376.00	82,209,600	18,100
ブイ・テクノロジー	24,400	2,471.00	60,292,400	8,300
スター精密	78,700	1,950.00	153,465,000	
東京計器	36,000	2,962.00	106,632,000	20,900
愛知時計電機	15,000	1,901.00	28,515,000	
インターアクション	21,100	1,218.00	25,699,800	
オーバル	17,800	372.00	6,621,600	
東京精密	90,400	7,060.00	638,224,000	
マニー	176,200	1,911.00	336,718,200	
ニコン	637,600	1,510.50	963,094,800	
トプコン	213,900	1,317.00	281,706,300	
オリンパス	2,525,000	2,392.00	6,039,800,000	486,500
理研計器	64,600	3,820.00	246,772,000	40,400
SCREENホールディングス	151,700	9,681.00	1,468,607,700	
キヤノン電子	41,800	2,005.00	83,809,000	
タムロン	51,800	3,800.00	196,840,000	
HOYA	868,200	19,695.00	17,099,199,000	
シード	15,800	500.00	7,900,000	
ノーリツ鋼機	42,300	3,665.00	155,029,500	
A&Dホロンホールディングス	65,100	2,187.00	142,373,700	40,300
朝日インテック	537,600	2,094.00	1,125,734,400	
キヤノン	2,199,700	4,525.00	9,953,642,500	
リコー	1,105,800	1,254.50	1,387,226,100	
シチズン時計	401,600	911.00	365,857,600	
リズム	10,200	3,870.00	39,474,000	6,000
大研医器	23,400	525.00	12,285,000	
メニコン	151,900	1,352.50	205,444,750	56,700
シンシア	2,400	375.00	900,000	
KYORITSU	42,000	148.00	6,216,000	
中本パックス	8,500	1,600.00	13,600,000	
パラマウントベッドホールディングス	91,200	2,442.00	222,710,400	
トランザクション	26,700	1,891.00	50,489,700	14,900
粧美堂	38,000	506.00	19,228,000	
ニホンフラッシュ	49,000	883.00	43,267,000	
前田工織	78,700	1,419.00	111,675,300	
永大産業	58,800	212.00	12,465,600	
アートネイチャー	57,700	778.00	44,890,600	
フルヤ金属	43,100	3,955.00	170,460,500	30,100
バンダイナムコホールディングス	1,197,400	2,836.00	3,395,826,400	
アイフィスジャパン	6,700	564.00	3,778,800	
SHOEI	124,400	2,225.00	276,790,000	86,500
フランスベッドホールディングス	62,600	1,128.00	70,612,800	5,400

マーベラス	70,900	584.00	41,405,600	41,600
パイロットコーポレーション	62,300	4,196.00	261,410,800	34,300
萩原工業	34,100	1,486.00	50,672,600	14,500
エイベックス	73,900	1,271.00	93,926,900	27,800
フジシールインターナショナル	90,800	2,179.00	197,853,200	31,500
タカラトミー	200,700	3,149.00	632,004,300	143,200
広済堂ホールディングス	126,000	427.00	53,802,000	87,900
エステールホールディングス	3,500	616.00	2,156,000	
レック	63,400	1,201.00	76,143,400	33,000
タカノ	6,000	801.00	4,806,000	3,300
三光合成	56,900	563.00	32,034,700	
プロネクス	47,700	1,172.00	55,904,400	33,300
ホクシン	17,200	104.00	1,788,800	2,000
ウッドワン	10,700	791.00	8,463,700	
きもと	32,100	208.00	6,676,800	
TOPPANホールディングス	525,600	3,929.00	2,065,082,400	
大日本印刷	457,200	4,707.00	2,152,040,400	
共同印刷	11,400	3,355.00	38,247,000	7,900
NISSHA	78,800	1,777.00	140,027,600	
光村印刷	1,100	1,451.00	1,596,100	
藤森工業	34,200	4,050.00	138,510,000	
ヴィア・ホールディングス	60,300	112.00	6,753,600	25,000
TAKARA & COMPANY	27,900	2,701.00	75,357,900	
前澤化成工業	30,300	1,690.00	51,207,000	
未来工業	14,700	3,410.00	50,127,000	10,200
アシックス	1,628,300	2,203.50	3,587,959,050	
ツツミ	5,500	2,158.00	11,869,000	
ウェーブロックホールディングス	11,400	605.00	6,897,000	
JSP	25,400	1,885.00	47,879,000	
ニチハ	55,600	3,405.00	189,318,000	
ローランド	32,600	3,590.00	117,034,000	20,800
エフピコ	82,500	2,624.00	216,480,000	57,600
小松ウオール工業	18,500	2,872.00	53,132,000	700
ヤマハ	268,700	2,759.00	741,343,300	
河合楽器製作所	10,400	2,669.00	27,757,600	4,500
クリナップ	54,700	681.00	37,250,700	
ピジョン	278,500	1,357.50	378,063,750	
天馬	30,500	2,454.00	74,847,000	8,600
キングジム	55,100	832.00	45,843,200	33,100
象印マホービン	116,600	1,390.00	162,074,000	81,400
リンテック	88,200	2,762.00	243,608,400	
信越ポリマー	98,600	1,478.00	145,730,800	
東リ	21,800	360.00	7,848,000	
イトーキ	86,600	1,179.00	102,101,400	60,500
任天堂	2,784,400	7,801.00	21,721,104,400	
三菱鉛筆	63,900	2,066.00	132,017,400	33,200
松風	21,200	4,700.00	99,640,000	
タカラスタンダード	91,800	1,515.00	139,077,000	
コクヨ	220,500	2,337.00	515,308,500	31,100
ナカバヤシ	56,100	516.00	28,947,600	39,200
ニフコ	134,900	3,205.00	432,354,500	
立川ブラインド工業	17,000	1,274.00	21,658,000	
グローブライド	35,600	1,900.00	67,640,000	
オカムラ	131,200	1,770.00	232,224,000	
バルカー	35,900	3,405.00	122,239,500	17,400
MUTOHホールディングス	3,700	2,331.00	8,624,700	
伊藤忠商事	3,136,600	6,730.00	21,109,318,000	
丸紅	3,870,500	2,276.50	8,811,193,250	
スクロール	68,200	976.00	66,563,200	47,600

高島	14,600	1,101.00	16,074,600	300
ヨンドシーホールディングス	40,100	1,853.00	74,305,300	14,300
三陽商会	19,700	2,251.00	44,344,700	11,700
長瀬産業	208,500	3,008.00	627,168,000	75,400
ナイガイ	5,000	220.00	1,100,000	1,200
蝶理	30,600	3,295.00	100,827,000	19,000
豊田通商	1,226,200	2,450.00	3,004,190,000	
オンワードホールディングス	257,600	496.00	127,769,600	
三共生興	65,800	526.00	34,610,800	
兼松	198,100	2,262.00	448,102,200	
美津濃	43,800	7,110.00	311,418,000	8,900
ツカモトコーポレーション	3,100	1,200.00	3,720,000	
ルックホールディングス	10,900	2,532.00	27,598,800	
三井物産	6,990,100	2,852.00	19,935,765,200	
日本紙パルプ商事	22,300	5,780.00	128,894,000	
東京エレクトロン	933,400	25,810.00	24,091,054,000	
カメイ	50,300	1,886.00	94,865,800	
東都水産	1,800	6,340.00	11,412,000	
OUGホールディングス	3,300	2,532.00	8,355,600	
スターゼン	30,300	2,644.00	80,113,200	
セイコーグループ	61,100	3,680.00	224,848,000	
山善	141,500	1,537.00	217,485,500	14,400
椿本興業	30,000	1,805.00	54,150,000	16,200
住友商事	2,824,000	3,172.00	8,957,728,000	
BIPROGY	144,700	4,350.00	629,445,000	
内田洋行	18,900	6,960.00	131,544,000	
三菱商事	8,959,900	2,791.50	25,011,560,850	
第一実業	39,500	2,102.00	83,029,000	
キヤノンマーケティングジャパン	107,000	4,410.00	471,870,000	
西華産業	19,200	3,820.00	73,344,000	
佐藤商事	36,700	1,407.00	51,636,900	19,100
東京産業	43,700	670.00	29,279,000	30,100
ユアサ商事	35,800	4,880.00	174,704,000	12,900
神鋼商事	11,700	7,110.00	83,187,000	
トルク	47,000	200.00	9,400,000	
阪和興業	83,800	4,970.00	416,486,000	60,900
正栄食品工業	30,400	4,640.00	141,056,000	2,100
カナデン	39,900	1,339.00	53,426,100	19,200
RYODEN	36,600	2,401.00	87,876,600	14,100
ニプロ	370,900	1,237.50	458,988,750	96,700
岩谷産業	106,200	8,190.00	869,778,000	13,500
ナイス	7,000	1,901.00	13,307,000	
ニチモウ	6,800	1,914.00	13,015,200	
極東貿易	23,800	1,535.00	36,533,000	13,900
アステナホールディングス	67,500	479.00	32,332,500	
三愛オブリ	111,700	1,885.00	210,554,500	
稲畑産業	91,000	3,185.00	289,835,000	63,500
GSIクレオス	23,900	1,924.00	45,983,600	16,700
明和産業	61,100	650.00	39,715,000	
クワザワホールディングス	4,300	691.00	2,971,300	
キムラタン	345,700	16.00	5,531,200	139,200
ゴールドウイン	78,300	8,369.00	655,292,700	34,408
ユニ・チャーム	921,500	4,879.00	4,495,998,500	177,800
デサント	74,400	4,340.00	322,896,000	18,000
キング	14,700	652.00	9,584,400	
ワキタ	78,500	1,540.00	120,890,000	
ヤマトインターナショナル	11,400	345.00	3,933,000	
東邦ホールディングス	126,100	4,314.00	543,995,400	9,700
サンゲツ	107,700	2,751.00	296,282,700	

ミツウロコグループホールディングス	61,600	1,568.00	96,588,800	37,100
シナネンホールディングス	12,400	4,895.00	60,698,000	6,500
伊藤忠エネクス	111,900	1,432.00	160,240,800	
サンリオ	378,900	3,622.00	1,372,375,800	275,300
サンワテクノス	21,300	1,893.00	40,320,900	14,700
新光商事	65,900	854.00	56,278,600	28,400
トーヨー	19,400	2,610.00	50,634,000	6,600
三信電気	16,700	1,950.00	32,565,000	10,400
東陽テクニカ	54,200	1,546.00	83,793,200	
モスフードサービス	67,100	3,385.00	227,133,500	
加賀電子	41,900	4,655.00	195,044,500	
三益半導体工業	40,200	3,675.00	147,735,000	4,700
都築電気	18,700	2,050.00	38,335,000	
ソーダニッカ	33,100	1,087.00	35,979,700	20,700
立花エレテック	30,400	2,412.00	73,324,800	
木曽路	69,400	2,480.00	172,112,000	
S R S ホールディングス	72,300	1,243.00	89,868,900	
千趣会	74,100	285.00	21,118,500	4,200
タカキュー	54,100	112.00	6,059,200	33,500
リテールパートナーズ	65,800	1,380.00	90,804,000	
上新電機	42,600	2,677.00	114,040,200	28,800
日本瓦斯	247,200	2,300.50	568,683,600	
ロイヤルホールディングス	82,700	2,298.00	190,044,600	15,100
東天紅	1,700	800.00	1,360,000	
いなげや	36,800	1,237.00	45,521,600	24,000
チョダ	48,500	869.00	42,146,500	
ライフコーポレーション	50,000	3,425.00	171,250,000	
リンガーハット	61,300	2,244.00	137,557,200	38,400
MrMaxHD	62,700	701.00	43,952,700	
テンアライド	46,800	284.00	13,291,200	39,600
AOKIホールディングス	95,800	1,219.00	116,780,200	
オークワ	66,200	887.00	58,719,400	46,200
コメリ	73,400	3,325.00	244,055,000	51,300
青山商事	102,500	1,306.00	133,865,000	
しまむら	109,600	7,037.00	771,255,200	
はせがわ	18,600	335.00	6,231,000	
高島屋	297,200	2,246.50	667,659,800	210,000
松屋	78,800	838.00	66,034,400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	239,400	2,135.00	511,119,000	28,900
近鉄百貨店	17,500	2,190.00	38,325,000	
丸井グループ	309,700	2,277.50	705,341,750	
クレディセゾン	275,300	2,947.00	811,309,100	76,700
アクシアル リテイリング	130,300	937.00	122,091,100	
井筒屋	18,200	417.00	7,589,400	12,700
イオン	1,581,800	3,509.00	5,550,536,200	719,900
イズミ	84,000	3,368.00	282,912,000	2,500
フォーバル	10,000	1,278.00	12,780,000	5,000
平和堂	76,000	2,318.00	176,168,000	
フジ	69,700	1,935.00	134,869,500	
ヤオコー	55,300	8,936.00	494,160,800	12,600
ゼビオホールディングス	61,200	1,176.00	71,971,200	13,100
ケーズホールディングス	312,100	1,544.50	482,038,450	78,800
PALTAC	62,500	4,197.00	262,312,500	
三谷産業	62,600	314.00	19,656,400	33,300
Olympicグループ	12,100	491.00	5,941,100	
日産東京販売ホールディングス	52,000	452.00	23,504,000	
あおぞら銀行	312,200	2,365.00	738,353,000	188,500
三菱UFJフィナンシャル・グループ	26,452,300	1,410.50	37,310,969,150	
りそなホールディングス	5,023,400	903.80	4,540,148,920	23,700

三井住友トラスト・ホールディングス	1,546,600	3,320.00	5,134,712,000	
三井住友フィナンシャルグループ	3,041,700	8,968.00	27,277,965,600	
千葉銀行	1,210,500	1,073.00	1,298,866,500	
群馬銀行	842,900	841.50	709,300,350	
武蔵野銀行	61,000	2,810.00	171,410,000	
千葉興業銀行	91,600	936.00	85,737,600	
筑波銀行	203,800	255.00	51,969,000	138,600
七十七銀行	126,400	3,935.00	497,384,000	
秋田銀行	25,400	2,184.00	55,473,600	
山形銀行	51,500	1,052.00	54,178,000	34,300
岩手銀行	26,100	2,385.00	62,248,500	8,900
東邦銀行	346,900	262.00	90,887,800	242,300
東北銀行	7,800	1,158.00	9,032,400	
ふくおかフィナンシャルグループ	378,300	3,639.00	1,376,633,700	
スルガ銀行	324,600	1,090.00	353,814,000	160,700
八十二銀行	932,100	920.60	858,091,260	
山梨中央銀行	50,100	1,738.00	87,073,800	
大垣共立銀行	79,800	2,013.00	160,637,400	
福井銀行	41,800	1,875.00	78,375,000	
清水銀行	11,200	1,488.00	16,665,600	
富山銀行	4,700	1,693.00	7,957,100	
滋賀銀行	73,900	3,355.00	247,934,500	
南都銀行	66,800	3,235.00	216,098,000	
百五銀行	404,200	558.00	225,543,600	282,400
紀陽銀行	155,700	1,668.00	259,707,600	24,800
ほくほくフィナンシャルグループ	268,800	1,698.00	456,422,400	182,600
山陰合同銀行	271,900	1,255.00	341,234,500	92,400
鳥取銀行	5,200	1,275.00	6,630,000	
百十四銀行	39,600	2,693.00	106,642,800	
四国銀行	63,900	1,019.00	65,114,100	
阿波銀行	60,900	2,464.00	150,057,600	
大分銀行	27,600	2,906.00	80,205,600	19,300
宮崎銀行	25,000	2,884.00	72,100,000	
佐賀銀行	23,800	2,313.00	55,049,400	
琉球銀行	91,000	1,035.00	94,185,000	
セブン銀行	1,364,700	254.00	346,633,800	953,600
みずほフィナンシャルグループ	5,863,000	2,779.50	16,296,208,500	
高知銀行	10,200	803.00	8,190,600	
山口フィナンシャルグループ	425,900	1,543.00	657,163,700	20,100
芙蓉総合リース	40,500	10,805.00	437,602,500	400
みずほリース	359,600	981.00	352,767,600	
東京センチュリー	329,600	1,416.50	466,878,400	
SBIホールディングス	697,600	3,274.00	2,283,942,400	
日本証券金融	159,400	1,603.00	255,518,200	
アイフル	628,000	327.00	205,356,000	
日本アジア投資	38,400	182.00	6,988,800	2,000
名古屋銀行	27,600	6,730.00	185,748,000	
北洋銀行	659,000	401.00	264,259,000	
大光銀行	5,500	1,416.00	7,788,000	
愛媛銀行	62,700	1,063.00	66,650,100	20,600
トマト銀行	6,100	1,230.00	7,503,000	
京葉銀行	182,400	754.00	137,529,600	
栃木銀行	199,500	272.00	54,264,000	90,100
北日本銀行	11,800	2,346.00	27,682,800	8,200
東和銀行	67,800	612.00	41,493,600	19,100
福島銀行	45,700	234.00	10,693,800	38,900
大東銀行	6,100	690.00	4,209,000	
リコーリース	41,200	4,890.00	201,468,000	
イオンフィナンシャルサービス	252,800	1,277.50	322,952,000	

アコム	775,700	347.20	269,323,040	
ジャックス	46,300	3,715.00	172,004,500	5,900
オリエントコーポレーション	141,900	933.00	132,392,700	87,500
オリックス	2,604,900	3,335.00	8,687,341,500	
三菱HCキャピタル	1,935,400	996.70	1,929,013,180	
ジャフコ グループ	127,300	1,816.50	231,240,450	
九州リースサービス	3,900	1,016.00	3,962,400	
トモニホールディングス	407,500	378.00	154,035,000	75,600
大和証券グループ本社	3,364,800	967.90	3,256,789,920	770,200
野村ホールディングス	7,304,500	739.80	5,403,869,100	
岡三証券グループ	380,100	589.00	223,878,900	53,400
丸三証券	144,800	936.00	135,532,800	101,200
東洋証券	115,300	380.00	43,814,000	101,900
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	510,000	485.00	247,350,000	
光世証券	3,100	433.00	1,342,300	
水戸証券	126,300	406.00	51,277,800	
いちよし証券	71,000	666.00	47,286,000	23,100
松井証券	216,300	767.00	165,902,100	
SOMPOホールディングス	1,960,300	2,958.50	5,799,547,550	
日本取引所グループ	1,119,800	3,318.00	3,715,496,400	
マネックスグループ	421,500	614.00	258,801,000	
極東証券	62,000	1,405.00	87,110,000	31,900
岩井コスモホールディングス	50,800	1,873.00	95,148,400	
アイザワ証券グループ	62,800	2,264.00	142,179,200	
フィデアホールディングス	48,900	1,434.00	70,122,600	
池田泉州ホールディングス	598,700	352.00	210,742,400	
アニコム ホールディングス	150,000	588.00	88,200,000	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	2,917,400	3,013.00	8,790,126,200	
マネーパートナーズグループ	12,300	198.00	2,435,400	
スパークス・グループ	48,000	1,235.00	59,280,000	
小林洋行	6,300	246.00	1,549,800	
第一生命ホールディングス	2,042,400	3,803.00	7,767,247,200	
東京海上ホールディングス	4,240,900	4,906.00	20,805,855,400	
アドバンテッジリスクマネジメント	13,700	555.00	7,603,500	
イー・ギャランティ	68,600	1,292.00	88,631,200	
アサックス	11,200	712.00	7,974,400	
NECキャピタルソリューション	20,700	3,700.00	76,590,000	
T&Dホールディングス	1,166,300	2,200.00	2,565,860,000	
アドバンスクリエイト	21,000	1,039.00	21,819,000	10,500
三井不動産	6,025,600	1,435.00	8,646,736,000	2,092,100
三菱地所	2,725,600	2,278.00	6,208,916,800	
平和不動産	69,500	3,920.00	272,440,000	
東京建物	379,500	2,320.50	880,629,750	
京阪神ビルディング	81,200	1,508.00	122,449,600	32,700
住友不動産	628,100	4,375.00	2,747,937,500	
太平洋興発	11,100	747.00	8,291,700	3,700
テーオーシー	73,000	629.00	45,917,000	51,000
レオパレス21	438,200	465.00	203,763,000	53,400
スターツコーポレーション	63,100	3,125.00	197,187,500	
フジ住宅	61,800	699.00	43,198,200	42,400
空港施設	60,300	562.00	33,888,600	42,100
明和地所	17,600	957.00	16,843,200	
ゴールドクレスト	35,700	2,800.00	99,960,000	24,900
リログループ	225,900	1,710.50	386,401,950	157,800
エスリード	21,500	4,070.00	87,505,000	10,800
日神グループホールディングス	64,800	478.00	30,974,400	
日本エスコン	82,400	979.00	80,669,600	39,100
MIRARTHホールディングス	225,600	474.00	106,934,400	

AVANTIA	14,800	814.00	12,047,200	11,700
イオンモール	225,300	1,961.00	441,813,300	
毎日コムネット	9,100	698.00	6,351,800	
ファースト住建	11,300	1,017.00	11,492,100	8,600
ランド	2,759,100	8.00	22,072,800	176,521
カチタス	116,500	1,715.00	199,797,500	
東祥	38,100	635.00	24,193,500	17,200
トーセイ	73,700	2,062.00	151,969,400	12,000
穴吹興産	5,600	1,945.00	10,892,000	2,900
サンフロンティア不動産	64,100	1,704.00	109,226,400	
FJネクストホールディングス	52,800	1,130.00	59,664,000	
インテリックス	3,000	633.00	1,899,000	
ランドビジネス	7,300	198.00	1,445,400	
サンネクスタグループ	8,200	1,006.00	8,249,200	
グランディハウス	36,400	568.00	20,675,200	
東武鉄道	484,500	2,424.00	1,174,428,000	
相鉄ホールディングス	156,900	2,333.00	366,047,700	109,600
東急	1,236,700	1,692.00	2,092,496,400	109,800
京浜急行電鉄	545,800	1,121.00	611,841,800	35,500
小田急電鉄	729,300	1,417.00	1,033,418,100	
京王電鉄	212,000	3,446.00	730,552,000	37,900
京成電鉄	284,300	4,156.00	1,181,550,800	201,100
富士急行	54,900	2,471.00	135,657,900	31,400
東日本旅客鉄道	2,430,700	2,572.00	6,251,760,400	
西日本旅客鉄道	1,046,300	2,606.50	2,727,180,950	463,300
東海旅客鉄道	1,698,700	3,212.00	5,456,224,400	250,000
西武ホールディングス	533,500	2,544.50	1,357,490,750	359,400
鴻池運輸	72,100	2,083.00	150,184,300	
西日本鉄道	119,300	2,266.00	270,333,800	83,300
ハマキョウレックス	37,700	4,445.00	167,576,500	28,000
サカイ引越センター	48,500	2,457.00	119,164,500	
近鉄グループホールディングス	440,200	3,231.00	1,422,286,200	198,900
阪急阪神ホールディングス	587,100	4,114.00	2,415,329,400	369,200
南海電気鉄道	199,400	2,260.50	450,743,700	139,300
京阪ホールディングス	242,700	2,789.00	676,890,300	124,800
神戸電鉄	9,300	2,604.00	24,217,200	1,200
名古屋鉄道	454,200	1,711.00	777,136,200	
山陽電気鉄道	29,000	1,990.00	57,710,000	7,900
アルプス物流	34,500	5,750.00	198,375,000	24,000
トランコム	13,200	6,780.00	89,496,000	9,200
ヤマトホールディングス	535,100	1,614.00	863,651,400	378,100
山九	106,300	4,212.00	447,735,600	
日新	33,400	4,055.00	135,437,000	12,200
丸運	6,200	504.00	3,124,800	1,600
丸全昭和運輸	27,800	4,675.00	129,965,000	21,200
センコーグループホールディングス	232,600	1,130.00	262,838,000	
トナミホールディングス	7,200	5,580.00	40,176,000	5,000
ニッコンホールディングス	135,600	3,610.00	489,516,000	97,500
日本石油輸送	2,100	2,600.00	5,460,000	
福山通運	40,900	3,710.00	151,739,000	5,700
セイノーホールディングス	247,600	2,299.00	569,232,400	
エスライングループ本社	5,200	1,453.00	7,555,600	
神奈川中央交通	9,300	3,130.00	29,109,000	2,600
AZ-COM丸和ホールディングス	104,500	1,004.00	104,918,000	
C&Fロジホールディングス	12,900	5,710.00	73,659,000	8,960
日本郵船	1,140,500	4,526.00	5,161,903,000	800,000
商船三井	956,300	4,561.00	4,361,684,300	678,300
川崎汽船	1,060,900	1,910.00	2,026,319,000	
NSユナイテッド海運	24,800	4,310.00	106,888,000	5,000

明海グループ	18,700	685.00	12,809,500	4,900
飯野海運	161,000	1,165.00	187,565,000	
共栄タンカー	5,100	953.00	4,860,300	2,300
九州旅客鉄道	311,300	3,641.00	1,133,443,300	
SGホールディングス	739,300	1,550.00	1,145,915,000	
NIPPON EXPRESSホールディングス	164,400	6,892.00	1,133,044,800	116,400
ID&Eホールディングス	29,000	3,450.00	100,050,000	
日本航空	1,081,400	2,268.00	2,452,615,200	703,800
ANAホールディングス	1,198,100	2,755.00	3,300,765,500	569,000
ビーウィズ	8,500	1,747.00	14,849,500	
パスコ	4,700	1,631.00	7,665,700	
TREホールディングス	87,300	1,180.00	103,014,000	61,000
人・夢・技術グループ	16,700	1,685.00	28,139,500	
西本Wismettacホールディングス	30,500	1,180.00	35,990,000	7,500
シルバーライフ	9,600	788.00	7,564,800	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	2,200	2,476.00	5,447,200	
Genky Drug Stores	40,100	3,565.00	142,956,500	
コア商事ホールディングス	33,800	614.00	20,753,200	
KPPグループホールディングス	116,600	620.00	72,292,000	71,600
ナルミヤ・インターナショナル	5,400	1,222.00	6,598,800	
ブックオフグループホールディングス	30,200	1,264.00	38,172,800	11,400
ギフトホールディングス	18,900	2,417.00	45,681,300	
三菱倉庫	105,100	4,491.00	472,004,100	74,800
三井倉庫ホールディングス	41,700	5,130.00	213,921,000	29,100
住友倉庫	117,700	2,535.00	298,369,500	50,600
澁澤倉庫	20,100	2,650.00	53,265,000	
ヤマタネ	16,500	2,851.00	47,041,500	7,300
東陽倉庫	4,600	1,266.00	5,823,600	
乾汽船	57,800	1,086.00	62,770,800	
日本トランスシティ	91,000	785.00	71,435,000	42,500
ケイヒン	5,400	1,997.00	10,783,800	
中央倉庫	36,600	1,290.00	47,214,000	
川西倉庫	2,600	1,059.00	2,753,400	
安田倉庫	33,900	1,428.00	48,409,200	27,800
ファイズホールディングス	3,400	809.00	2,750,600	
NISSOホールディングス	47,200	732.00	34,550,400	32,900
大栄環境	84,700	2,686.00	227,504,200	42,600
日本管財ホールディングス	51,300	2,540.00	130,302,000	
東洋埠頭	5,800	1,259.00	7,302,200	
上組	203,300	3,138.00	637,955,400	
サンリツ	4,700	737.00	3,463,900	
キムラユニティー	15,100	1,479.00	22,332,900	
キューソー流通システム	19,700	1,591.00	31,342,700	
東海運	6,700	305.00	2,043,500	
エーアイテイー	24,600	1,693.00	41,647,800	9,600
内外トランスライン	14,200	2,533.00	35,968,600	400
ショーエイコーポレーション	10,100	566.00	5,716,600	400
日本コンセプト	13,200	1,557.00	20,552,400	9,200
TBSホールディングス	222,400	3,724.00	828,217,600	157,200
日本テレビホールディングス	391,600	2,171.00	850,163,600	276,800
朝日放送グループホールディングス	53,700	646.00	34,690,200	32,689
テレビ朝日ホールディングス	107,600	1,895.00	203,902,000	75,100
スカパーJSATホールディングス	341,200	739.00	252,146,800	
テレビ東京ホールディングス	30,200	3,285.00	99,207,000	18,400
日本BS放送	10,100	884.00	8,928,400	
ビジョン	59,000	1,184.00	69,856,000	1,300
スマートバリュー	6,600	308.00	2,032,800	4,300
U-NEXT HOLDINGS	49,700	4,880.00	242,536,000	34,700



ワイヤレスゲート	8,000	233.00	1,864,000	
日本通信	408,300	161.00	65,736,300	285,100
クロップス	4,400	931.00	4,096,400	
日本電信電話	131,571,700	145.70	19,169,996,690	13,299,300
KDDI	3,253,400	4,509.00	14,669,580,600	
ソフトバンク	7,066,700	1,878.00	13,271,262,600	
光通信	43,800	25,050.00	1,097,190,000	
エムティーアイ	22,400	999.00	22,377,600	8,700
GMOインターネットグループ	146,200	2,144.50	313,525,900	
ファイバーゲート	21,600	1,146.00	24,753,600	15,100
アイドママーケティングコミュニケーション	5,000	217.00	1,085,000	3,200
KADOKAWA	233,800	2,526.00	590,578,800	163,800
学研ホールディングス	63,900	987.00	63,069,300	
ゼンリン	77,300	855.00	66,091,500	
昭文社ホールディングス	7,500	350.00	2,625,000	
インプレスホールディングス	54,900	144.00	7,905,600	
東京電力ホールディングス	3,975,500	628.60	2,498,999,300	203,200
中部電力	1,625,200	1,709.00	2,777,466,800	
関西電力	1,703,000	2,387.50	4,065,912,500	
中国電力	766,200	946.50	725,208,300	535,900
北陸電力	449,100	918.20	412,363,620	313,800
東北電力	1,161,100	1,184.00	1,374,742,400	
四国電力	412,700	1,178.00	486,160,600	56,100
九州電力	1,016,700	1,416.00	1,439,647,200	
北海道電力	426,100	951.80	405,561,980	69,300
沖縄電力	114,000	1,027.00	117,078,000	70,446
電源開発	362,300	2,333.00	845,245,900	
エフオン	25,400	339.00	8,610,600	
イーレックス	76,800	674.00	51,763,200	
レノバ	118,900	823.00	97,854,700	76,000
東京瓦斯	858,600	3,376.00	2,898,633,600	
大阪瓦斯	878,900	3,366.00	2,958,377,400	
東邦瓦斯	191,000	4,272.00	815,952,000	135,800
北海道瓦斯	27,700	3,000.00	83,100,000	
広島ガス	72,200	375.00	27,075,000	50,400
西部ガスホールディングス	44,000	1,853.00	81,532,000	22,300
静岡ガス	90,900	956.00	86,900,400	63,400
メタウォーター	54,500	1,699.00	92,595,500	14,000
M&A総研ホールディングス	47,000	2,269.00	106,643,000	32,800
アイネット	21,900	1,460.00	31,974,000	
松竹	23,000	9,715.00	223,445,000	15,700
東宝	246,100	5,270.00	1,296,947,000	
エイチ・アイ・エス	130,500	1,682.00	219,501,000	91,200
東映	72,400	3,845.00	278,378,000	40,800
ラックランド	17,000	2,096.00	35,632,000	300
NTTデータグループ	1,156,500	1,899.00	2,196,193,500	
共立メンテナンス	143,400	2,441.50	350,111,100	95,300
イチネンホールディングス	55,200	1,667.00	92,018,400	40,600
建設技術研究所	24,500	4,475.00	109,637,500	
スペース	24,400	1,050.00	25,620,000	17,000
アインホールディングス	63,300	5,193.00	328,716,900	44,200
燦ホールディングス	30,700	1,147.00	35,212,900	21,400
ピー・シー・エー	24,100	1,899.00	45,765,900	9,600
スバル興業	7,000	2,807.00	19,649,000	
東京テアトル	5,900	1,111.00	6,554,900	
タナベコンサルティンググループ	12,600	1,152.00	14,515,200	
ビジネスブレイン太田昭和	18,000	1,932.00	34,776,000	12,600
ナガワ	14,800	7,380.00	109,224,000	10,300
東京都競馬	33,200	3,795.00	125,994,000	27,000

常磐興産	10,100	1,173.00	11,847,300	
カナモト	71,300	2,614.00	186,378,200	
D T S	87,400	3,915.00	342,171,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	202,100	4,797.00	969,473,700	
シーイーシー	55,800	1,725.00	96,255,000	
カブコン	791,200	2,900.00	2,294,480,000	
ニシオホールディングス	43,300	3,805.00	164,756,500	
アイ・エス・ビー	19,500	1,355.00	26,422,500	
アゴーラ ホスピタリティィー グループ	127,100	43.00	5,465,300	50,000
日本空港ビルディング	153,600	4,731.00	726,681,600	108,000
トランス・コスモス	50,600	3,345.00	169,257,000	
乃村工藝社	201,100	805.00	161,885,500	
ジャステック	20,000	1,933.00	38,660,000	14,300
S C S K	309,500	2,635.50	815,687,250	
藤田観光	18,300	8,040.00	147,132,000	12,800
K N T - C Tホールディングス	24,200	1,190.00	28,798,000	16,900
トーカイ	47,600	1,921.00	91,439,600	5,500
白洋舎	3,700	2,095.00	7,751,500	
セコム	461,700	9,389.00	4,334,901,300	
N S W	20,600	2,728.00	56,196,800	1,000
セントラル警備保障	22,300	2,498.00	55,705,400	10,000
アイネス	35,400	1,517.00	53,701,800	27,900
丹青社	82,100	889.00	72,986,900	57,400
メイテックグループホールディングス	154,400	3,223.00	497,631,200	
T K C	80,600	3,560.00	286,936,000	
富士ソフト	122,300	8,850.00	1,082,355,000	
応用地質	43,100	2,180.00	93,958,000	30,100
船井総研ホールディングス	90,800	2,023.00	183,688,400	
N S D	158,300	2,919.00	462,077,700	
進学会ホールディングス	39,500	219.00	8,650,500	10,000
丸紅建材リース	1,200	2,859.00	3,430,800	
オオバ	13,700	996.00	13,645,200	
コナミグループ	165,700	11,385.00	1,886,494,500	
いであ	6,200	2,305.00	14,291,000	
学究社	15,300	1,980.00	30,294,000	
イオンディライト	48,000	3,820.00	183,360,000	
ナック	21,000	535.00	11,235,000	
福井コンピュータホールディングス	26,100	2,385.00	62,248,500	
ダイセキ	92,700	3,335.00	309,154,500	
ステップ	12,100	1,914.00	23,159,400	
泉州電業	30,200	4,670.00	141,034,000	
GENKI GLOBAL DINING CONCEPTS	27,700	3,390.00	93,903,000	18,400
トラスコ中山	100,300	2,080.00	208,624,000	
ヤマダホールディングス	1,435,100	440.00	631,444,000	
オートバックスセブン	163,400	1,445.00	236,113,000	24,400
モリト	36,600	1,262.00	46,189,200	
アークランズ	138,900	1,692.00	235,018,800	5,900
ニトリホールディングス	169,900	19,715.00	3,349,578,500	121,200
グルメ杵屋	50,100	1,083.00	54,258,300	
愛眼	50,500	161.00	8,130,500	3,300
ケーユーホールディングス	18,500	1,003.00	18,555,500	
吉野家ホールディングス	173,500	2,944.50	510,870,750	121,200
加藤産業	57,800	3,885.00	224,553,000	
北恵	3,500	828.00	2,898,000	
イノテック	24,300	1,429.00	34,724,700	
イエローハット	74,200	2,473.00	183,496,600	5,400
松屋フーズホールディングス	23,100	5,500.00	127,050,000	7,700
J B C Cホールディングス	31,300	3,895.00	121,913,500	14,900

J Kホールディングス	39,700	991.00	39,342,700	23,700
サガミホールディングス	70,300	1,606.00	112,901,800	
日伝	30,400	3,550.00	107,920,000	18,700
ミロク情報サービス	41,400	1,672.00	69,220,800	28,900
北沢産業	22,500	356.00	8,010,000	
杉本商事	16,400	2,556.00	41,918,400	11,200
因幡電機産業	121,500	3,680.00	447,120,000	
王将フードサービス	34,300	7,510.00	257,593,000	
ミニストップ	32,800	1,653.00	54,218,400	22,700
アークス	88,100	2,547.00	224,390,700	61,200
バローホールディングス	89,000	2,355.00	209,595,000	
東テック	46,200	2,298.00	106,167,600	29,400
ミスミグループ本社	704,800	2,553.50	1,799,706,800	
アルテック	24,100	222.00	5,350,200	
ベルク	24,300	5,810.00	141,183,000	
大 庄	18,100	1,140.00	20,634,000	6,900
タキヒヨー	7,300	1,220.00	8,906,000	
ファーストリテイリング	262,400	39,640.00	10,401,536,000	
ソフトバンクグループ	2,181,900	7,588.00	16,556,257,200	
蔵王産業	4,400	2,435.00	10,714,000	2,000
スズケン	166,700	5,245.00	874,341,500	
サンドラッグ	157,400	3,894.00	612,915,600	
サックスパー ホールディングス	53,300	734.00	39,122,200	19,900
ジェコス	16,500	883.00	14,569,500	
ヤマザワ	5,700	1,238.00	7,056,600	
やまや	4,900	2,993.00	14,665,700	400
ベルーナ	110,900	699.00	77,519,100	77,400
合計	727,829,500		1,542,518,024,400	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】(2024年7月末現在)

「iシェアーズ・コア TOPIX ETF」

I 資産総額	1,960,354,581,607円
II 負債総額	191,057,128,828円
III 純資産総額(I - II)	1,769,297,452,779円
IV 発行済数量	611,240,184口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	2,894.60円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 2 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 3 受益権の譲渡

- (1) 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者が譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) (1)の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 5 受益権の再分割および併合

- (1) 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合できるものとします。
- (2) (1)の規定により委託会社は、受益権の再分割または併合を行う場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号の通り行います。
  1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には、特別受益者ごとの口数とします。
  2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者毎に合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。
  3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託会社が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。
  4. 前号により委託会社が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のうえ、当該端数部分の持ち分に応じて、受益者に分配します。
  5. 委託会社は、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付について制限を行う場合があります。

### 6 信託終了時の交換

償還時に受益権と引換えに交換される株式は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において信託財産における交換の計上が行われた受益権に係る投資者を除きます。）に交付します。

#### 7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付および信託終了時の株式の交換等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ① 資本金                 | 3,120百万円    |
| ② 発行する株式の総数           | 36,000株     |
| ③ 発行済株式の総数            | 15,000株     |
| ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

##### (2) 委託会社の機構

###### ① 経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

###### ② 運用の意思決定機構

###### 投資委員会

- ・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

###### 運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

###### ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

###### リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	193	12,835,184
単位型株式投資信託	77	515,827
合計	270	13,351,010



### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第36期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18,002	19,222
立替金		50	42
前払費用		260	153
未収入金	※2	2	2
未収委託者報酬		1,751	2,178
未収運用受託報酬		2,880	2,712
未収収益	※2	570	1,839
為替予約		-	1
その他流動資産		-	-
流動資産計		23,520	26,153
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※1	744	500
器具備品	※1	553	432
有形固定資産計		1,297	932
無形固定資産			
ソフトウェア		12	12
無形固定資産計		12	12
投資その他の資産			
投資有価証券		39	22
長期差入保証金		1,125	812
前払年金費用		1,084	1,142
長期前払費用		9	6
繰延税金資産		898	732
投資その他の資産計		3,156	2,717
固定資産計		4,465	3,662
資産合計		27,986	29,815

(単位：百万円)

	第36期 (2022年12月31日現在)	第37期 (2023年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	143	144
未払金 ※2		
未払収益分配金	4	5
未払償還金	70	70
未払手数料	421	432
その他未払金	1,995	69
未払費用 ※2	626	945
未払消費税等	172	192
未払法人税等	384	1,472
為替予約	4	-
前受金	276	254
賞与引当金	1,778	1,902
役員賞与引当金	149	146
早期退職慰労引当金	326	176
流動負債計	6,355	5,814
固定負債		
退職給付引当金	92	101
資産除去債務	961	963
固定負債計	1,053	1,064
負債合計	7,409	6,879
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,276	12,632
利益剰余金合計	10,612	12,968
株主資本合計	20,580	22,936
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3	△0
評価・換算差額等合計	△3	△0
純資産合計	20,576	22,936
負債・純資産合計	27,986	29,815

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,484	6,885
運用受託報酬	※1	8,687	8,621
その他営業収益	※1	16,110	18,148
営業収益計		31,281	33,655
営業費用			
支払手数料		1,551	1,597
広告宣伝費		188	152
調査費			
調査費		360	357
委託調査費	※1	4,677	4,651
調査費計		5,037	5,009
委託計算費		106	117
営業雑経費			
通信費		86	88
印刷費		87	87
諸会費		47	44
営業雑経費計		222	220
営業費用計		7,106	7,097
一般管理費			
給料			
役員報酬		915	694
給料・手当		5,934	5,875
賞与		2,360	2,563
給料計		9,209	9,133
退職給付費用		463	489
福利厚生費		1,109	1,185
事務委託費	※1	3,699	4,562
交際費		34	69
寄付金		1	-
旅費交通費		123	193
租税公課		285	294
不動産賃借料		901	904
水道光熱費		76	82
固定資産減価償却費		441	473
資産除去債務利息費用		0	2
事務過誤取引損		3	3
諸経費		431	484
一般管理費計		16,782	17,878
営業利益		7,392	8,678

(単位：百万円)

	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業外収益		
為替差益	53	-
その他	3	0
営業外収益計	57	0
営業外費用		
有価証券売却損	2	0
為替差損	-	16
固定資産除却損	-	4
その他	0	0
営業外費用計	2	23
経常利益	7,448	8,656
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	362	203
特別損失計	362	203
税引前当期純利益	7,085	8,453
法人税、住民税及び事業税	2,485	2,633
法人税等調整額	△5	163
当期純利益	4,605	5,656

### (3) 【株主資本等変動計算書】

第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2022年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778
当期変動額											
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800			△3,800
当期純利益						4,605	4,605	4,605			4,605
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									△7	△7	△7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	△7	△7	798
2022年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576

第37期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						△3,300	△3,300	△3,300			△3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936



## 注 記 事 項

### [重要な会計方針]

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

#### 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金の計上方法

###### ① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

###### ② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

###### ③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

##### (3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(グループ通算制度の適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
建物附属設備	2,488 百万円	2,737 百万円
器具備品	1,662 百万円	1,482 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
未収収益	186 百万円	302 百万円
その他未払金	1,982 百万円	53 百万円
未払費用	55 百万円	52 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	1,000 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
運用受託報酬	224 百万円	282 百万円
その他営業収益	6,692 百万円	6,983 百万円
委託調査費	1,869 百万円	1,196 百万円
事務委託費	1,351 百万円	1,619 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3,800	253,333	2021年12月31日	2022年3月31日

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1年以内	726 百万円	522 百万円
1年超	1,938 百万円	1,413 百万円
合計	2,665 百万円	1,936 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1,125	1,077	△47

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,002	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,751	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,880	—	—	—
(4) 未収収益	570	—	—	—
合計	23,206	—	—	—

当事業年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	19,222	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,178	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,712	—	—	—
(4) 未収収益	1,839	—	—	—
合計	25,953	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2022年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	1,077	-	1,077

当事業年度 (2023年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	△78
退職給付の支払額	△116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,803

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3,606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	△573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	△116
年金資産の期末残高	3,368

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表  
(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	△3,368
	△657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	△565
未認識数理計算上の差異	△455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991
退職給付引当金	92
前払年金費用	△1,084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△991

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	△3
数理計算上の差異の費用処理額	△27
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。



②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	140	192
賞与引当金	544	582
資産除去債務	294	295
未払事業税	83	89
早期退職慰労引当金	99	54
退職給付引当金	28	30
有形固定資産	0	-
その他	121	0
繰延税金資産合計	1,312	1,244
繰延税金負債		
退職給付引当金	△331	△349
資産除去債務に対応する除去費用	△82	△44
その他	-	△117
繰延税金負債合計	△414	△512
繰延税金資産の純額	898	732

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	898	732

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
	法定実効税率	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9	2.5
その他	0.4	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0 %	33.0 %

### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
期首残高	784	961
見積りの変更による増加額	176	-
時の経過による調整額	0	2
期末残高	961	963

### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
委託者報酬	6,484 百万円	6,885 百万円
運用受託報酬	7,644 百万円	8,526 百万円
成功報酬 (注)	1,042 百万円	95 百万円
その他営業収益	16,110 百万円	18,148 百万円
合計	31,281 百万円	33,655 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,484	8,687	16,110	31,281

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
14,721	13,745	2,813	31,281

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,287	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

- (1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等  
前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	224	未収収益	186
							受入手数料	6,692		
							委託調査費	1,869	未払費用	55
							事務委託費	1,351		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,982	その他未払金	1,982

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

- (2) 計算書類提出会社の子会社及び関連会社等  
前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)  
該当事項はありません。

- (3) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,287	未収収益	180
							委託調査費	35		
							事務委託費	12		

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		



- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。  
 (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。  
 (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。  
 (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)  
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク (非上場)  
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (非上場)  
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク (非上場)  
 ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P. (非上場)  
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド (非上場)  
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド (非上場)  
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル (非上場)  
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	1,371,780 円 88 銭	1,529,103 円 11 銭
1株当たり当期純利益金額	307,029 円 07 銭	377,073 円 92 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,605	5,656
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,605	5,656
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

## 【中間財務諸表】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年8月30日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 若林 亜希

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	14,977
立替金		52
前払費用		80
未収入金		3
未収委託者報酬		2,380
未収運用受託報酬		2,398
未収収益		2,374
流動資産計		22,266
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	430
器具備品	※1	380
有形固定資産計		811
無形固定資産		
ソフトウェア		10
無形固定資産計		10
投資その他の資産		
投資有価証券		2
長期差入保証金		810
前払年金費用		1,193
長期前払費用		8
繰延税金資産		487
投資その他の資産計		2,502
固定資産計		3,323
資産合計		25,590

(単位：百万円)

中間会計期間末  
(2024年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	130
未払金	
未払収益分配金	5
未払償還金	70
未払手数料	479
その他未払金	90
未払費用	1,000
未払消費税等	324
未払法人税等	1,663
前受金	355
賞与引当金	1,045
役員賞与引当金	82
早期退職慰労引当金	50
為替予約	2
流動負債計	5,301
固定負債	
退職給付引当金	102
資産除去債務	964
固定負債計	1,066
負債合計	6,368
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,917
利益剰余金合計	9,254
株主資本合計	19,222
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	19,222
負債・純資産合計	25,590

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	4,002
運用受託報酬	5,309
その他営業収益	9,230
営業収益計	18,542
営業費用	
支払手数料	940
広告宣伝費	67
調査費	
調査費	178
委託調査費	2,893
調査費計	3,072
委託計算費	70
営業雑経費	
通信費	56
印刷費	36
諸会費	21
営業雑経費計	113
営業費用計	4,265
一般管理費	
給料	
役員報酬	338
給料・手当	2,885
賞与	1,548
給料計	4,772
退職給付費用	215
福利厚生費	578
事務委託費	2,393
交際費	25
旅費交通費	94
租税公課	156
不動産賃借料	408
水道光熱費	33
固定資産減価償却費	※1 165
資産除去債務利息費用	0
諸経費	93
一般管理費計	8,938
営業利益	5,339

(単位：百万円)

中間会計期間

(自 2024年1月 1日  
至 2024年6月30日)

営業外収益	
受取配当金	0
受取利息	0
有価証券売却益	1
為替差益	177
雑益	0
営業外収益計	179
営業外費用	
支払利息	0
固定資産除却損	0
雑損	0
営業外費用計	0
経常利益	5,518
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
特別退職金	15
特別損失計	15
税引前中間純利益	5,502
法人税、住民税及び事業税	1,571
法人税等調整額	245
中間純利益	3,685



## (3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当中間期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
中間純利益						3,685	3,685	3,685			3,685
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△3,714	△3,714	△3,714	0	0	△3,714
当中間期末残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	8,917	9,254	19,222	0	0	19,222

注 記 事 項  
(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>時価法を採用しております。</p>
3. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。</p> <p>③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

	<p>(5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。</p> <p>成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。</p>
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>グループ通算制度の適用 当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間 2024年6月30日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	2,809百万円
器具備品	1,471百万円
※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500百万円
借入実行残高	—
差引額	3,500百万円

## (中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	163百万円
無形固定資産	2百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	
発行済株式					
普通株式	15,000	—	—	15,000	
合計	15,000	—	—	15,000	
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	737百万円
1年超	1,045百万円
合計	1,782百万円

(金融商品関係)

中間会計期間  
自 2024年1月 1日  
至 2024年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いものは含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	810	784	△25

(注1)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	784	-	784

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	963 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
中間会計期間末残高	<u>964 百万円</u>

(収益認識関係)

中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報	
委託者報酬	4,002 百万円
運用受託報酬	4,851 百万円
成功報酬 (注)	458 百万円
その他営業収益	9,230 百万円
合計	<u>18,542 百万円</u>
(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。	
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。	
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しています。	

(セグメント情報等)

中間会計期間  
自 2024年1月 1日  
至 2024年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	4,002	5,309	9,230	18,542

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
9,071	7,343	2,128	18,542

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	3,362	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	2,984	投資運用業

(1 株当たり情報)

中間会計期間  
自 2024年1月 1日  
至 2024年6月30日

1 株当たり純資産額	1,281,486円71銭
1 株当たり中間純利益	245,704円10銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎

損益計算書上の中間純利益	3,685百万円
1 株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益	3,685百万円
期中平均株式数	15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。



## 5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

## 追加型証券投資信託

i シェアーズ・コア TOPIX ETF

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託  
i シェアーズ・コア TOPIX ETF

－ 運用の基本方針 －

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてTOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式とします。

(2) 投資態度

- ① 対象指数の動きと高位に連動することを目指した運用を行いません。
- ② 次の場合には、組入銘柄の調整を行なう場合があります。
  - ・対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数採用株数の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
  - ・対象指数の計算方法が変更された場合
  - ・この投資信託における追加信託、交換が行なわれた場合
  - ・その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、株式に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。
- ③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
- ② 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 外貨建資産への投資は、原則、行ないません。
- ④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を約款第26条で規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ⑤ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。

- I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
- III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

### 3. 収益分配方針

年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。

### 4. その他のこの投資信託の特色

- ① 受益権を上場します。
- ② 受益権の取得・交換は委託者が指定する「クリエーション・ユニット」と呼ばれる単位の整数倍によって行なわれます。「クリエーション・ユニット」とは、受益権の取得・交換を行なうために委託者が定める受益権の口数で表示される単位をいいます。

追加型証券投資信託  
i シェアーズ・コア TOPIX ETF  
約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額相当額]

第2条 委託者は、金1,000億円相当の有価証券および金銭を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円相当の有価証券および金銭を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第55条第1項および第2項、第57条第1項、第58条第1項、第60条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[金融商品取引所への上場]

第6条 委託者は、この信託の受益権について、本約款付表に定める金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう当該受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

[用語の定義]

第7条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「純資産総額」とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

2. 「資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。
3. 「基準価額」とは、純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
4. 「配当等収益」とは、受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。

#### [当初の受益者]

第8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、第17条第1項に規定する指定参加者および指定参加者が指定するこの信託の受益権の取得申込を行なう者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第16条に定める取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット（当該追加投資信託に係る委託者が指定する一定口数をさします。以下同じ。）相当の口数を取得するために必要な、TOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下総称して「PCF」といいます。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

#### [受益権の分割、再分割および併合]

第9条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については1,000億円相当口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第11条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号の通り行ないます。
  1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には、特別受益者ごとの口数とします。
  2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。
  3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。
  4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の場合、当該端数部分の持ち分に応じて、受益者に分配します。
  5. 委託者は、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付について制限を行なう場合があります。

#### [当初受益権の価額]

第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき信託契約締結の前営業日の東証株価指数（TOPIX）の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。なお、2024年8月12日現在の受益権を1対10の割合で再分割しており、当初元本は1口当たり150.6円です。

#### [追加信託の設定]

第11条 追加信託の設定は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、クリエーション・ユニットの整数倍を乗じた額に相当する有価証券および金銭をもって行なわれます。

[追加信託財産の計理処理]

第12条 追加信託財産は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

[受益権と株式の交換の計理処理]

第13条 第47条に定める受益権と株式の交換にあつては、クリエーション・ユニットを構成する口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する株式の時価の合計との差額を発生させないために、クリエーション・ユニットを調整します。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第14条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第15条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第9条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第16条 受託者は、信託契約締結時に係るPCFについて、受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。

- ② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該PCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該PCFについての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

[受益権の申込単位および申込価額]

第17条 委託者は、指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）をいいます。以下同じ。）および指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。）に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 指定参加者は、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込を取り次ぐことができるものとします。
- ③ 委託者は、PCFを取得申込日の前営業日に指定参加者に提示します。
- ④ 指定参加者は、指定参加者が取得申込みを取次ぐ取得申込者にPCFを提示します。
- ⑤ 第1項の場合、委託者は取得申込日の本約款付表に定める時刻までに対象指数を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭と交換でクリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。
- ⑥ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。なお、指定参加者は、個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。
  1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
  2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
  4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
  5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
  6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑧ 第1項の規定にかかわらず、第5項に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、第5項に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。
- ⑨ 前項に該当する場合には、指定参加者は、委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。この通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。
- ⑩ 委託者は、第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第5項の規定にかかわらず、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ⑪ 第1項の取得申込者は指定参加者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定参加者は、当該取得申込に



要するPCFの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定参加者が、当該取得申込の受付によって生じるPCFの委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定参加者（指定参加者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定参加者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

- ⑫ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第5項の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- ⑬ 指定参加者および取得申込者は取得申込日の午後3時30分以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、取得申込日の午後3時30分までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。
- ⑭ 指定参加者は、委託者の指定する期限（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託者に引渡すものとします。
- ⑮ 委託者は、指定参加者が受託者に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係るクリエーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クリエーション・ユニットを調整することとします。
- ⑯ 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託者に引渡すべき取得時のクリエーション・ユニットを構成する各銘柄および金銭の全部または一部の引渡し（以下「全部または一部の引渡し」といいます。）を引渡期限までに行なうことが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。
- ⑰ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行なうことができます。
- ⑱ 前項において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

第18条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第19条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (イ) 有価証券
  - (ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条および第28条に定めるものに限りません。）
  - (ハ) 金銭債権（預金、コール・ローンを含み（イ）および（ニ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - (ニ) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (イ) 為替手形

[運用の指図範囲]

第21条 委託者は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- す。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### [利害関係人等との取引等]

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条から第28条、第31条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または

委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条から第28条、第31条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### [運用の基本方針]

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### [運用の権限委託]

第24条 第26条に規定する株式の貸付を行なう場合、委託者は、株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

商 号：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ。  
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)

所在の場所：米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市

- ② 株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者および当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限を行使した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合等には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### [投資する株式の範囲]

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### [株式の貸付の指図および範囲]

第26条 委託者(第24条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産の保有する株式の時価合計額を越えないこととします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### [先物取引等の指図および範囲]

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わ

が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### [スワップ取引の指図および範囲]

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### [デリバティブ取引等に係る投資制限]

第29条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### [信用リスク集中回避のための投資制限]

第30条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。

#### [信用取引の指図および範囲]

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の交換等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### [信託業務の委託等]

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### [混蔵寄託]

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### [信託財産の登記等および記載等の留保等]

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### [有価証券等の売却の指図]

第35条 委託者は、信託財産に属する有価証券等の売却等の指図ができます。

#### [再投資の指図]

第36条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### [損益の帰属]

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### [受託者による資金の立替え]

第38条 信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金、その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### [信託の計算期間]

第39条 この信託の計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成28年8月9日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書きの規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

#### [信託財産に関する報告等]

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### [信託事務の諸費用]

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前2項に定める費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。
  1. 受益権の上場に係る費用
  2. 対象指数についての商標の使用料
- ④ 委託者は、前項に定める費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ⑤ 前項において費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ⑥ 前2項において費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### [信託報酬等の総額]

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、信託契約締結日から第1計算期間終了日までの期間は年10,000分の2.5以内の率を乗じて得た額とし、第2計算期間開始日以降は年10,000分の4.5以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の報酬額は、第1計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### [有価証券の貸付に係る報酬]

第43条 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。

#### [収益の分配方式]

第44条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに第41条各項の諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本条において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができる。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補填した後、次期に繰越します。
1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換差益金
  2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換差損金

#### [受益者名簿の作成と名義登録]

第45条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第8条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとし、

- ② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとし、
- なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認め



る者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

- ③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行なうことができます。
- ④ 前項に規定する名義登録は、第39条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

#### [収益分配金の支払い]

第46条 収益分配金は、計算期間終了日において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が、第45条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。
- ③ 受託者は、収益分配金の支払いについて、第45条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

#### [収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第47条 受託者は、第46条第2項に規定する支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### [収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および買取代金に関する時効]

第48条 受益者が、収益分配金については第46条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

- ② 受益者が、信託終了による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

#### [交換請求]

第49条 指定参加者および指定参加者が指定する一定口数以上の交換請求を行なう受益者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託者または指定参加者に対し、交換請求受付日の委託者が本約款付表に記載する時刻までに、受益権の価額に相当する株式を時価評価した金額の合計の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権と、当該株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 指定参加者は、受益権の交換請求を取り次ぐことができるものとします。
- ③ 委託者は、PCFを交換請求受付日の前営業日に指定参加者に提示します。
- ④ 指定参加者は、指定参加者が交換請求を取次ぐ交換請求者にPCFを提示します。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益

権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。

1. 第39条に定める計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
  2. 委託者が、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
  3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
  4. 対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
  5. 対象指数構成銘柄の売買停止日
  6. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- ⑥ 第1項に定める受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。また、指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第50条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。
- ⑧ 受託者は、第50条第1項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第51条に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したのものとして取り扱います。
- ⑨ 委託者は、交換しようとする株式の評価額が交換請求に係るクレーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クレーション・ユニットを調整することとします。
- ⑩ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行なうことができます。
- ⑪ 前項の規定により、交換請求の受付を中止したとき、当該受付中止以前に受付、かつ、委託者が、受付の取消しを行なわない場合の交換の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第6項の規定に準じて計算されたものとします。
- ⑫ 指定参加者および交換請求者は交換請求日の午後3時30分以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、交換請求日の午後3時30分までに委託者に取り消しの申出を行ない、委託者が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

#### [交換の指図等]

第50条 指定参加者および交換請求者が1クレーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託者または指定参加者に提示して前条第1項の請求を行ない、委託者がその請求を受付けた場合には、委託者は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行なうよう受託者に指図します。

- ② 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行なった指定参加者および交換請求者が、対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）である場合には、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から当該株式売却に係る経費に相当する金額として当該時価総額に別に定める率を乗じて得た額を控除した額とします。

- ③ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に、その権利落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は第1項の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- ④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第7項に掲げる交換の請求を受け付けた指定参加者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行いません。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。
- ⑤ 第2項に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行なう際に委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。
- ⑥ 前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。
- ⑦ 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託者の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。
- ⑧ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第23条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。
- ⑨ 前項において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じたときには、指定参加者がすべての責を負うものとします。

#### [交換受益権の取扱い]

第51条 委託者は、交換請求日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は当該受益権に係る振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

#### [受益権の買取り]

第52条 指定参加者は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、委託者が本約款付表に記載する時刻までに受け付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき。

- ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。
- ③ 指定参加者は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。

[質権口記載または記録の受益権の取り扱い]

第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受け付け、交換株式の交付および信託終了時の株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

[信託の一部解約]

第54条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することができません。

[信託契約の終了]

第55条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が3,000万口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - 1. 第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
  - 2. 対象指数が廃止されたとき
  - 3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第61条第2項に規定する書面決議により否決された場合なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなし

ます。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の終了について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託を終了する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

#### [信託終了時の交換等]

第56条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。

- ② 前項の交換は、指定参加者の営業所において行なうものとします。
- ③ 第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- ④ 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。
- ⑤ 前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。
- ⑥ 指定参加者は、第1項による交換を行なうときは、当該受益者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。
- ⑧ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- ⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者が信託の終了に関して指定する指定参加者が買取りを行なうことを原則とします。
  - 1. 第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
  - 2. 第1項におけるクリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- ⑩ 第9項に規定する指定参加者は、前項の買取りを行なうときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑪ 信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。

#### [信託契約に関する監督官庁の命令]

第57条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約

を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第61条の規定に従います。

#### [委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第58条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第61条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### [委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第59条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### [受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第60条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第61条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### [信託約款の変更等]

第61条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対者の買取請求権]

第62条 第55条に規定する信託契約の終了または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該終了または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第55条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第63条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第64条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第65条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成27年10月19日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
丸の内トラストタワー本館  
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

付表

1. 約款第6条第1項の本約款付表に定める金融商品取引所は次の通りとします。  
東京証券取引所
2. 約款第17条第5項ならびに第49条第1項および第52条第1項の本約款付表に記載する時刻は「午後3時30分」とします。
3. 第8条の別に定める清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。